

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '23. 遮音性能' (Soundproofing Performance) and '24. 性能試験' (Performance Test) with various sub-tables and specifications.

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '3. 可動棚仕切' (Movable Shelf Partition), '4. 移動棚仕切' (Moving Shelf Partition), and '5. トイレブース' (Toilet Booth) with detailed specifications and material lists.

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '11. 鏡' (Mirror), '12. 表示' (Display), '13. タラップ' (Staircase), '14. 煙突ライニング' (Chimney Lining), '15. ブラインド' (Blind), '16. ロールスクリーン' (Roller Screen), and '17. カーテン及びカーテンレール' (Curtains and Curtain Rails).

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '18. 情報障害対応誘導用材料・装置' (Information Impairment Countermeasure Guidance Materials/Devices), '19. 流し台ユニット' (Sink Unit), '20. 浴槽' (Bathtub), '21. ユニットバス' (Unit Bath), '22. ユニットシャワー' (Unit Shower), '23. ユニットトイレ' (Unit Toilet), '24. 配管化粧カバー' (Pipe Dressing Cover), '25. 防災器具等' (Disaster Preparedness Equipment), '26. 郵便受け' (Mailbox), '27. 靴拭きマット' (Shoe Wiping Mat), '28. 止水板' (Waterproof Board), '29. 換気孔' (Ventilation Hole), '30. 家具書架・実験台書架その他什器等' (Furniture Bookshelves, Lab Benches, etc.), and '31. 屋内溝ふた' (Indoor Gully Covers).

20章 ユニット及びその他の工事

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '1. ユニット工事に使用する材料等' (Materials for Unit Work) and '2. フリーアクセスフロア' (Free Access Floor) with detailed specifications and material lists.

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '6. 洗面カウンター' (Washbasin Counter), '7. 手すり' (Handrails), '8. 階段滑り止め' (Stair Treads), '9. 床目地締' (Floor Edging), and '10. 黒板及びホワイトボード' (Blackboard and Whiteboard).

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '18. カートンボックス' (Carton Boxes), '19. カートンレール' (Carton Rails), and '20. カートンボックス' (Carton Boxes) with detailed specifications and material lists.

Table with 2 columns: Item Name and Details. Includes sections for '32. 鉄製マンホール' (Iron Manhole) and '33. 化粧ふた(充填用)種別' (Decorative Covers (Filling Type) Classification) with detailed specifications and material lists.

Table with 4 columns: Design/Construction Information, Designer/Inspector Information, Design Number, and Remarks. Includes project name '徳島県県土整備部管轄課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)' and other project details.



33. 点検口	種別 区分 材種 形式・仕様 寸法 数量 天井用 ※アルミニウム ※縦線タイプ ※目地タイプ ※600×600・450×450 ケ所 図示 ※目地タイプ 床用 ※アルミニウム ※充填用 ※貼付用 ※裏面断熱 ※600×600 ケ所 図示 ※SUS304 ※継付 ※防水型 ※防臭型 二重 ※GRC ※400×400 ケ所 図示 壁用 ※図示(建具表)
34. 丸環	材種 ※SUS304 吊下げ強度 荷重 N
35. 簡易ゴンドラ	固定用受金物 材種 ※SUS304 形状、寸法 ※図示 吊下げ用金物 材種 ※SUS304 形状、寸法 ※図示 吊下げ用金物及びゴンドラ(1人用) 形状、寸法 ※図示 設置台数 ・ セット 製造所 (製品名:)
36. 旗竿	旗竿 材種 ※アルミニウム合金製 ・調整(仕上げ:形式 ※テーパー型 ・同一断面型) ・清車 ・内装材 ・外装材 高さ m 数量 本 竿受け金物 材種 ※SUS304 数量 箇所 形式 ※着脱式 ・固定式
37. 特殊内外装材	材料 材種 形式、寸法 仕様・品質 適用箇所 ・結晶化ガラス ・大型陶板 ・ ・ ・ ・
38. トップライト	形状、仕様 ※図示 製造所 (製品名:)
39. プレキャストコンクリート(小規模)	適用部位 ・手すり ・段板 ・ルーバー ・ 調合 脱型圧縮強度 ※12N/mm ² 以上 28日圧縮強度 ※30N/mm ² 以上 強度上の水セメント比 ※55%以下 単位セメント量 ※300kg/m ³ 以上 補強鉄線 ・JIS G 3532(補強鉄線) ・JIS G 3551(溶接金網) ※径3.2mm以上 網目寸法 ・ 型枠 ※鋼製 ・木製() 取付け方法 ※図示 (20.3.4) 原寸試作品 ・作成する ・作成しない 配筋 ※計算書を提出
40. 圍知石及びコンクリート圍知ブロック積み	圍知石 材種 ・花崗岩 ・凝灰岩 面の寸法 ・300×300mm (20.4.2(1)) コンクリート圍知ブロック 面の寸法 ・300×300mm (20.4.2(3)) 質量区分 ・300~350kg/m ² ・350kg/m ² 以上 工法 積み方 ※谷積み ・布積み (20.4.3(3)(7)) 目塗り ・行う ・行わない (20.4.3(4)) 伸縮調整目地 材種 ・ 厚さ mm (20.4.3(3)(3))
41. 敷地境界石	石種の種別 ・A種(花こう岩類) ※B種(コンクリートブロック製) ・真鍮製 ・鋳打ち
42. 外構フェンス	高さ ① 2,500mm 金網 ・ビニル被覆10456mm目 ② 目かくしパネル 支柱 ③ H=1500以上は控柱付、控柱間隔は柱1本おき 種別 ④ 輪部鋼板加工、合成樹脂塗料焼付既製品 製造所 (製品名:)
43. 小規模外構工作物基礎	適用箇所 形状・寸法 設計長期耐力 路床安定処理方法 コンクリート設計基準強度 ※図示 ※図示 ・30kN/m ² ・50kN/m ² ・転圧・蒸気加熱 ※21N/m ² ・18N/m ² (2層) 添加剤による路床安定処理 材料 ・ 添加量 ・ Kg/m ³ 厚さ ・ mm

21章 排水工事

1. 材料	排水管用材料 (21.2.1)(表21.2.1) 材種 種類・記号 管形状(継合方法) ・遠心力鉄筋コンクリート管 ※外圧管(※1種) B形(ゴム継合) ・硬質ポリ塩化ビニル管 ※VP ・VU ・RS-VU ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・DV ・VU継手 形状、呼び径 ※図示 割塊、排水斜及びふた 種類、形状、寸法 ※図示 (21.2.1(4)(5)) 鋼鉄製マンホールふた (21.2.1(5)) 種類 適用荷重 形状寸法 施工箇所 ・水封形 ・ ・密閉形(フタハ)形式 ・ ・簡易密閉形(ハメ形式) ・ ・中ふた付密閉形 ・ ・断熱型 ・ グレーチングふた (21.2.1(6)) 材種 形式 用途 適用荷重 メインバーピッチ 上面形状 ・鋼製 ※受持付き ①溝ふた用 ※細目 ※凹凸形 ・SUS製 ②溝ふた用 ③溝ふた用 ※普通目 ※平形 ボルト固定 ※無し ・かき上げ用 ①1-6用 ②細目 ③凹凸形 ・図示 ・U字溝用 ・T-14用 ・T-20用
-------	--

2. 施工	床化粧マンホールふた 種類 安全荷重 kN ①簡易密閉形(バッキン式) ・密閉形(ボルト・バッキン式) ②60 ・15 インターロッキング化粧マンホールふた 種類 安全荷重 kN ①簡易密閉形(バッキン式) ②60 現場打ちの場合のコンクリート (21.2.1(8)) コンクリートの種類 ※普通コンクリート ・ 設計基準強度 ※18N/mm ² ・ スランプ ・15cm ・18cm ・ 現場打ちの場合の鉄筋 種類 記号 ※SD295 ・ 凍上抑制層 ※砂(粒度は表21.2.2) (21.2.1(10))(表21.2.2) 砂の粒度試験 ・行う ・行わない 埋戻し土 表3.2.1 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (21.2.1(12)) ・建設汚泥から再生した処理土⑤ 管路敷設の工法 (21.2.2) ※21章2節21.2.2施工による 上記以外の地盤 ※図示 内径が600mmを超え、かつ深さ1.2mを超える排水斜の足掛け金物(現場打ち) (21.2.2(4)(a)) ・SUS ・鋼製 ・合成樹脂板加工 遠心力鉄筋コンクリート管管床 厚さ mm 種類 (21.2.2(7)) 硬質ポリ塩化ビニル管管床 厚さ mm 種類 (21.2.2(8)) 継手 ※接着剤 ・ゴム輪 (21.2.2(8)(4)) 3. 街きよ、縁石及び側溝 縁石の形状 ※図示 ・種類 ・寸法 ・形状 (21.3.1(1))(表21.3.1) 側溝の形状 ※図示 ・種類 ・寸法 ・形状 (21.3.1(1))(表21.3.1) 側溝の蓋 種別 形状・寸法 強度 設置箇所 ・織鋼板 ・PC板 ・グレーチング ①図示 ・鋼鉄製 ②図示 砂利地床の厚さ ※100mm (21.3.2(1))
-------	--

22章 舗装工事

1. 路床	①盛土用材料 ・A種 ②B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土⑤ (22.2.3(1))(表21.3.1) ・凍上抑制層 (22.2.1(10))(表21.3.2) 材料 ※再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂 (21.2.1(10)) 厚さ ・図示 mm (22.2.2(1)(4)) ・透水性舗装に用いるフィルター層 (22.2.2(1)(4)) 材料 ・川砂 ・海砂 ・良質な山砂 (22.2.3(3))(表21.3.1) 厚さ ・図示 mm (22.2.3(3))(表21.3.1) ・路床安定処理 (22.2.3(3))(表21.3.1) 方法 ※添加剤による安定処理 (22.2.2(1)(9)) 材料 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰(・特号・1号) ・消石灰(・特号・1号) 添加量 ・ kg/m ³ 添加量を定めるために用いるCBR ・5以上 (22.2.4(7)) 厚さ ・300mm 2. 路盤 (22.3.2(1)) 厚さ ※図示 (22.3.3(1))(表21.3.1) 材料 ①クラッシュラン ・粒度調整砕石 ・再生クラッシュラン ② ③再生粒度調整砕石 ・クラッシュラン鉄鋼スラグ ・粒度調整鉄鋼スラグ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 舗装の構成、厚さ、仕上がり (22.4.2(1))(22.6.2(1))(表22.6.1) 舗装の種類 厚さ 構成 ①アスファルト舗装 ※図示 ※図示 ②カラー舗装 ③加熱系 ④アスファルト混合物 ※図示 ※図示 ・石油樹脂系混合物 (顔料添加量 %) ・樹脂系混合物 ・常温系 ・ニート工法(配合図示) ※図示 ※図示 ・ゴムチップ混合物(弾性) ※表22.6.1 着色部の下部 ・スラリー混合物 ※アスファルト舗装 ・塗布工法(配合図示) ・コンクリート舗装 カラー舗装用材料 (22.6.3) 着色骨材 ⑤着色骨材(焼成) ・着色骨材(樹脂皮覆) ・自然石 (22.6.2(2)(9)) カラー舗装厚さの許容差 ※22.4.2(3) ・ 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 (22.4.2(4)) アスファルト ※再生アスファルト 種類 ・60~80 ・80~100 (22.4.3) ・ストリートアスファルト 再生加熱アスファルト混合物及び加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.4) 一般地域 寒冷地域 ※密粒度アスファルト混合物(13) ※密粒度アスファルト混合物(13F) ※細粒度アスファルト混合物(13) ※ 骨材 ※JIS A 5001によるもの (22.4.3(3)(7))(表22.4.2) ・7.5mm以下再生骨材⑥ ・再生クラッシュラン⑥ ・道路用鉄鋼スラグ⑥ カラー舗装の配合 加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合 (22.6.2(2)) 顔料の添加量 ・ 常温系工法の配合その他 ※図示 (22.6.2(3)) 4. コンクリート舗装 (22.5.2(1)) コンクリート舗装の構成及び厚さ 車道部 ※150mm (22.5.3(1))(表22.5.1) 歩道部 ※70mm コンクリート舗装に使用するコンクリート ※6章14節による (22.5.3(1))(表22.5.1) コンクリートの種類 ※普通コンクリート
-------	---

5. 透水性アスファルト舗装	設計基準強度 ※表22.5.1 (22.5.3(1)) スランプ ※表22.5.1 粗骨材の最大寸法 ※表22.5.1 早強ポルトランドセメントの使用 ※使用しない ・使用する (22.5.3(7)) 注入目地材料 ※加熱施工式低弾性タイプ (22.5.3(4))(表22.5.2) ・加熱施工式高弾性タイプ コンクリート目地 種類及び間隔 ※表22.5.3 (22.5.4(5)) 構造 ※表22.5.1 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度 (22.5.2(4))(22.5.2(4)) 舗装の構成 ※図示 (22.7.2(1)) 舗装の厚さ ・30mm (22.7.2(1)) 舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの (22.7.2(2)(7)) ・コンクリート平板舗装 (22.8.3(1))(22.8.2(1)(7)) 種類 寸法 mm 厚さ mm 目地材 ※普通平板(N) ・カラー平板(C) ※300角 ※60 ①砂 ・流出平板(W) ・縦石平板(S) ・モルタル ①インターロッキングブロック舗装 (22.8.3(2)) 種類 厚さ mm 曲げ強度 色彩及び表面加工等 ※普通ブロック(N-) 車道部 ※80 ・ ※5.0N/mm ² ・ ※標準品 ②透水性ブロック(P-) 歩道部 ※60 ・ ※3.0N/mm ² ・ ・衛生用ブロック(G-) ※80 ・100 ③視覚障害者誘導用ブロック ④60 (製品名:) ・舗石舗装 (22.8.3(3)) 種類 寸法 厚さ mm 施工方法 規格品 ※小舗石(花こう岩) () 角 ※80~100 ※うろこ張り ※2等品 舗石舗装の基礎 ・アスファルト混合物50mm ・コンクリート版 70mm コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ⑤砂 ・空練りモルタル (22.8.2(1)(6)) ブロック系舗装の仕上がり面の平坦性 (22.8.2(2)) ⑥歩行に支障となる段差がないこと(舗装材間の段差3mm以内とする。) 7. 砂利敷き (22.9.2)(表22.9.1) 砂利敷き種別 (22.9.2)(表22.9.1) 通路 ※A種 建物周囲その他 ※B種 8. 区画線 材料 ・路面表示用塗料(トラフィックペイント、JIS K 5665) 種別 ・1種(常温) ・2種(加熱) ※3種(溶融)(ピース含) 規格 ※A(水系) ・B(溶剤系) ※A(水系) ・B(溶剤系) ※1号 ・2号 ・3号 色彩 ※白色 ・黄色 ライン引きの幅 ※150mm ・図示 塗布厚さ ※1.0mm 9. 車止め 材料 ※図示 形状 ※図示 寸法 ※図示 数量 ※図示 10. 性能試験 (22.7.5(1))(2)(3)(4)(22.3.5)(22.4.6(1))(22.4.6(3))(22.7.6(3))(表22.4.6) 試験の方法・概要 試験箇所 路床土の支持力比(CBR)試験 ・行う(※乱した土) ・行わない 路床締固め度の試験 ※行う ・行わない 現場CBR試験 ・行う ・行わない 路盤締固め度の試験 ※行う アスファルト舗装切取り試験 ※行う アスファルト混合物の抽出試験 ・アスファルト舗装 ・行う ※行わない ・透水性舗装 ・行う ※行わない 材料 ⑦液反応硬化型エポキシ樹脂塗料(高耐久樹脂系すべり止めカラー舗装材) 23章 植栽及び屋上緑化工事 1. 植栽基礎整備 (23.2.2)(23.2.3)(23.2.4)(表23.2.1)(表23.2.2) ※行う ・行わない 樹高 有効土層の厚さ cm 工法 整備範囲 ・12m以上 ※100 ・120 ・150 ※A種 ※植込み部分 ・7~12m ※80 ・100 ※B種 ※葉張り範囲 ・3~7m ※60 ・80 ※C種 (植高7m以上) ・3m以下 ※50 ・60 ※D種 ・図示 ⑧芝地被覆 ※20 ※B種 ⑨C種 ・D種 ※植栽範囲 注) 工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高から有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。 雨水排水の工法 ※図示 ・暗きよ ・開きよ ・排水層 (23.2.2(3)) ・縦穴排水 2. 材料 (23.2.3(1)) 植込み用土 ※現場発生土の良質土 (23.2.3(1)) ・客土 種類 ※畑土 ・黒土 範囲 ※植込み部分 ・図示 土壌改良材 適用 ※する ・しない (23.2.2(5))(23.2.3(2)) 種別 ⑩バーク堆肥⑤ 50L/m ² ・発酵下水汚泥コンポスト⑥ 指定量 植栽面積1㎡当り(L) 施工範囲 ※植込み部分 ・図示 特殊基礎整備 ・ 3. 植樹 (23.3.2(2)) 樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みの適用、数量 ※図示 (23.3.2(2)) 支柱の形状 ※図示 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 (23.3.3(4)) ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 材料 ・杉丸太(圍伐材) ③ ・竹 ・金属 ・ワイヤー(防錆処理済) (23.3.2(3)) ※加圧式防腐処理丸太 支柱の耐風強度 ※風速30m/s程度に充分耐える強度とする (23.3.2(4)) 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも (23.3.4) 新植樹木の枯損補償の期間 ※引渡しの日から1年間 (23.3.4) 移植樹木の枯損補償の期間 ※引渡しの日から1年間 (23.3.6)
----------------	--

4. 芝張り、吹付けは種及び地被類	芝の種類 ※コウライシバ ・ノシバ (23.4.2(1)) 芝張り工法 平地 ※目地張り (23.4.3(1)) 法面 ※べた張り 客土 ※行わない ①行う(※畑土 ・黒土) 吹付けは種 種子の量 ※25g/m ² (23.4.2(3)) 種子の種類 ※洋芝類 ※行う ・行わない 被覆養生 ※行う ・行わない ・地被類 植物の種類 ・ 芽立数 ・ 径 (23.4.2(4)) 株数 ・ /m ² 5. 屋上緑化⑨ (23.5.1) (23.5.2(1)) 植栽基礎 ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ cm ・図示 ※防水保護層 ・屋上緑化軽量システム 排水層 ・軽量骨材(厚さ mm) ・板状成形品 (23.5.3(1)(9)) 土壌層 ・人口軽量土 ・改良土 植栽工法 ※耐風圧性能 (23.5.4) 性能値 ※建築基準法施行令第82条の5及び建設告示第1458号に定められた風圧力に対して安全であること。 耐風圧対策 ・ 樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数並びに刈込みの適用、数量 見切り材 ※図示 (23.5.3(5)) 舗装材 ※図示 排水孔 ※図示 マルチング材 ※図示 (23.5.3(5)) 支柱 ※図示 (23.5.4(5)) 自動灌水 ・行う(※図示) ・行わない (23.5.4(6)) 6. 性能試験 (23.1.3(1)) 土壌の水素イオン濃度指数(pH) ・行う ①行わない 電気伝導率(EC)の試験 ・行う ①行わない 7. 既存樹林調査 ・行う(樹勢、根回り) ①行わない
-------------------	--

※天井下地における耐震性を考慮した補強は以下とする。(標仕 14.4.4 (1))

1. 一般事項
 ①適用範囲: 以下の天井については本特記では適用外とし、別途図示する
 ・天井構成部材の単位面積当たりの重量が20kg/m²を超える天井
 ・天井高6m以上、かつ天井面積200㎡を超える天井
 ・天井吊り長さが3mを超える天井
 ・曲面や折り上げ、ストライプタイプ等複雑な形状の天井
 標準仕様書及び標準詳細図の天井下地の仕様をそのまま使用する場合は、耐震性が確認できていないことや、危険性について建築主に説明し、同意を得た記録を残す。その際、本特記・要領図は使用しない。
 ②設計地震力: 建築工事特記仕様書(1)の1.設計概要による建築非構造部材水平震度及び垂直震度を適用する。免震構造の天井に対する設計地震力は、H12建設省告示第2009年第63項第8号の数値を使用する。

③耐震ランク: 「官庁施設総合耐震・対津波計画基準及び解説」(令和3年版)に規定されている耐震ランク
 aランク: A類の外壁に面する部分、「特定室」に面している部分に適用(特定室は仕上表備考に記載する)
 bランク: B類及びA類の「一般室」に面している部分に適用

2. 耐震性を考慮した天井仕様
 ・A仕様: 国交省告示第771号(特定天井)の仕様ルート(第3第2項)の計算式に基づき斜め部材を設置し、壁際にクリアランスを設ける仕様(ただし、斜め部材設置数算定に用いる設計地震力は、1.の設計概要の建築非構造部材水平震度による。免震構造の場合は、階数によらずk=0.5とする)
 ・B仕様: 国交省告示第771号(特定天井)の隙間なし天井の仕様ルート(第3第3項)に基づき壁に地震力を負担させる仕様(ただし、衝撃力を考慮した設計地震力は、1.の設計概要の建築非構造部材水平震度を1.3倍した数値とする。免震構造の場合は、階数によらずk=0.7とする)
 ・C仕様: 天井脱落防止を主目的とした仕様(標準仕様書及び標準詳細図をベースとするが以下の条件を満たすものとする)
 ※天井下地材の組み立てはすべてビス止めとし、溶接止めは行わない。
 ※天井吊り長さは1.5m以下とする(超える場合は非構造部材によるブドウ綱を設け、1.5m以下とする)
 ※吊り元はR0スラブや鉄骨構造部材に接続する。
 ※壁と天井の取り付け部は、原則B仕様になる。
 ※壁が軽量鉄骨下地の場合、ボードは片面2枚の両面張りとする。
 ※上層階の軽量鉄骨下地壁は、スタッドのピッチを300mm程度とする。

3. 各仕様の適用範囲
 ①天井高6.0m以上、かつ天井面積200㎡未満 → A仕様
 ②天井高2.1m以上6.0m未満、かつ天井面積200㎡以上 → A仕様
 ③天井高2.1m以上3.0m以下、かつ天井面積50㎡以下でbランク → C仕様
 ④天井高2.1m以上6.0m未満、かつ天井面積200㎡未満のうちC仕様を除くエリアでaランクおよびbランク → AまたはB仕様

A仕様における斜め部材設置数・クリアランスの目安

1. 斜め部材1組当たりの負担面積の目安(重量20kg/m²の場合の吊り長さによる類型)
 □天井の単位面積あたりの重量 20kg/m²の場合の斜め部材1組当たりの負担面積を求める。
 ※縦軸は斜め部材の部材、横軸は水平震度(想定するユニットの水平許容耐力)とする

・吊り長さ l ≤ 1.5m (斜め部材の水平投影長さ0.9m)の場合の1組あたりの負担面積 (㎡/組)	k=1.0	k=0.6	k=0.4	水平許容耐力
C-25×19×1.6	7.22	12.04	18.07	1700N
C-40×20×1.6	11.22	18.71	28.05	2500N

・吊り長さ 1.5m < l ≤ 2.1m (斜め部材の水平投影長さ1.8m)の場合の1組あたりの負担面積 (㎡/組)

k=1.0	k=0.6	k=0.4	水平許容耐力	
C-40×20×1.6	(10.08) × 1	16.79	25.19	2500N
C-25×40×20×1.6	17.86	29.76	44.64	3500N

※1: 一部設置可能組数を超える場合がある

・吊り長さ 2.1m < l の場合はブドウ綱(標準構造部材による)を設けて1.5m以下とする

2. 斜め部材1組当たりの負担面積の目安(天井の単位面積あたりの重量による補正)
 □天井の単位面積あたりの重量 a Kg/m²の場合の斜め部材1組当たりの負担面積を求める
 ※天井の単位面積あたりの重量が20 Kg/m²の斜め部材1組あたりの負担面積が b m²の場合
 重量 a Kg/m²の斜め部材1組あたりの負担面積 b' m²は次の式で求められる
 b' = b × a / 20 (= b × 20/a) (㎡/1組)

3. 斜め部材組数の目安(天井の斜め部材の組数)
 □天井面積 S m²の斜め部材の組数 n は次の条件で求められる
 n ≥ S / b'
 n は整数かつ偶数で上式を満たす最小値

□斜め部材の組数は接合部の強度に左右される。この目安はメーカーのユニット実験から得られる水平許容耐力を前提に設定している(仕様ルートの計算式による設定も可能)。

4. クリアランスの目安
 □クリアランスの目安を以下に示す
 ※ d c l : 天井面構成部材と壁等との隙間 (cm)
 ※ L c l : 衝突が生じないことを確かめる位置での吊り長さ (cm)
 としたとき、水平震度 k = 1.0, 0.6, 0.4の時のクリアランスは
 【k = 1.0の場合】
 d c l = 1.5 + 3/400 × L c l (cm)
 【k = 0.6の場合】
 d c l = 0.9 + 3/400 × L c l (cm)
 【k = 0.4の場合】
 d c l = 0.6 + 3/400 × L c l (cm)
 と設定する。

耐震ブレース設置 基本要領図(平面配置)

※斜め部材配置例「3.6m×3.6m(約13m)の配置例」

凡例 ○: 吊りボルト ○: 圧縮補強材

基本斜め部材配置: 900x2(1,800x2)

天井裏の制限がある場合の斜め部材配置: 900x2(1,800x2)

V字配置 X方向、Y方向共 1本の吊りボルトを中心に配置

耐震ブレース設置 基本要領図(断面図)

V字配置 θ = 30° ~ 60°

①天井ふとこる H = 1500mm未満 斜め部材上部

②天井ふとこる H = 2100mm以下(1500mm超え) - 1 t = 1100mm以下

斜め部材取付詳細1(野線受方向)

斜め部材取付詳細1(野線方向)

斜め部材取付詳細2(野線受方向)

斜め部材取付詳細2(野線方向)

耐震補強使用標準部材参考図

①野線受ジョイント補強: JIS野線受、ビス止め、JIS野線受ジョイント

②ビスハンガー、ハンガー補強: 3/8" (φ9) JIS吊りボルト、ハンガー補強金具、ビスハンガー、JISハンガー、ビス止め、ハンガー補強金具

③斜め部材: 斜め部材上部金具(15°程度可変)、斜め部材、吊りボルト、JIS野線受

④ビスクリップ、補強クリップ: JIS野線受、ビスクリップ、ビス止め、JIS野線受、JISクリップ、JIS野線受、JIS野線受

⑤斜め部材周辺補強クリップ: JIS野線受、JIS野線受、JISクリップ、JIS野線受、JIS野線受、JIS野線受、JISクリップ、JIS野線受、JIS野線受

耐震ブレース設置 基本要領図

斜め部材上部、斜め部材、吊りボルト、野線受、野線、追加野線受

※留意事項: 斜め部材上部は十分に上まであげる

※屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強は以下とする。(標仕 14.4.3(a)(b), 14.4.4(k))

1. 一般事項
 設計風圧力: 外部仕上表の指示による。
 2. 屋外下地の形式及び寸法と耐風圧補強
 ※天井の地下適用部材は以下とする。

屋外天井下地適用部材表			
設計風圧力	・2000N/㎡以下	・2500N/㎡以下	・3000N/㎡以下
インサートピッチ	900	900	750
野線受	C-38×12×1.6	C-38×12×1.6	C-38×12×1.6
野線	部材: C W-25	部材: C W-25	部材: 25形ダブル
ハンガー	耐風圧ハンガー	耐風圧ハンガー	耐風圧ハンガー
クリップ	耐風圧クリップ(C38用)	耐風圧クリップ(C38用)	耐風圧クリップ(C38用)
吊り長さ寸法(単位mm)	吊り長さ: 9φ, 12φ	吊り長さ: 40以下, 70以下	吊り長さ: 40以下, 70以下

※仕上材料重量により、天井下地、天井取付ビスの強度計算書を作成、検証し提出すること。
 「風圧力: 2000N/㎡以下の場合の部材構成参考図」
 ・野線受: [-38×12×1.6 φ900mm
 ・野線: C W-25 W-50×25×0.5 φ225mm

※施工時詳細検査要領

※以下のフローに基づき、施工要領書、耐震、耐風圧計算書を作成、検証し提出すること。

耐震性を考慮した天井下地: 施工詳細設計フロー

性能目標の設定確認

風圧力の設定確認

耐震クライテリアの設定

耐震性を考慮した天井下地の区分

耐風圧天井下地材の強度算定

斜め部材の負担面積の算定と検証

天井の水平変位の算定

壁際クリアランスを設置する場合

壁際クリアランス寸法の設定確認

計算書および納まりの確認・検証(各部納まり施工詳細図、斜め部材配置図)

※斜め部材配置は、天井内設備との配置調整確認を行うこと

※斜め部材の設置は本図の各基本要領図によるが、斜め部材の設置が天井下地組立上困難な場合は、同等の効果のある部材補強等で代替処理を行って良いものとする。

壁際クリアランス設置 基本要領図

壁際クリアランス-1: 150以下

壁際クリアランス-2: 150以下

壁際クリアランス-3: 150以下

壁際クリアランス-4: 150以下

B仕様における壁と天井の取り付け部推奨事例

推奨する天井と壁の納まり要領

見切材のみ壁に接している

許容値以上の隙間がある見切材のみ壁に接している

設計上は隙間なし(施工誤差程度の隙間は許容)

見切材のみ壁に接している

設計上は隙間なし(施工誤差程度の隙間は許容)

許容値以上の隙間がある見切材のみ壁に接している

設計上は隙間なし(施工誤差程度の隙間は許容)

特記補足仕様書	
1章 一般共通事項	
補5節 施工	
補1.5.1 総合図等	<p>(a) 総合図は、施工者が建築、設備、その他関連する工事の概要を把握し、施工図の作成の適正化と効率化のために、一つの図面に建築、電気設備、機械設備その他関連する器具、機械類、アウトレット類を網羅し記入することにより、工事の全体概要と相互関係を把握し、各工事相互の調整、整合を図り、工事の円滑な進行に資することを目的として作成する。作成する図面の種類と範囲及び縮尺は特記による。</p> <p>(b) 総合図は、建物用途や機能等により、更に詳細な内容や詳細な寸法が必要な場合は、総合施工図として作成する。</p> <p>(c) 総合施工図(以下総合施工図は総合図を含め総合図等という。)の作成は総合図の作成に準拠し、作成の適用及び作成する図面の種類と範囲ならびに縮尺等は特記による。</p> <p>(d) 総合図等の作成は、次による他、総合図等の作成例ならびに記入する機器類等の詳細は、監理者との協議による。</p> <p>(1) 総合図等作成の主体 総合図等は、建築工事施工者が総合図等作成の元図を作成し、各関連工事施工者がこれに記入して作成する。</p> <p>(2) 総合図等の指示と調整 総合図等の作成は、監理者の指示により、各施工者間で調整する。設計図書の不整合、設計変更が発生した場合は、監理者が調整を行う。</p> <p>(3) 総合図等作成の手順と方法</p> <p>(イ) 作成手順 工事の工程における総合図等の作成は、工事別施工図の作成開始前に完成する。</p> <p>(ロ) 作成要領 基本的に総合図等は、全体の把握が目的であるので、表現は必要最小限としわかり易いことを旨とする。</p> <p>(4) 総合図等に記入する機器類等 総合図等には、各工事に含まれる機器、器具類、アウトレット類を原則として全て、元図となる平面図、展開図、天井伏図等に記入する。別途発注になる家具、機器類も記入する。</p> <p>(5) 開口確認会議の実施</p> <p>① 建築工事施工者は、施工図を作成するにあたり、建築・設備その他設計図書に分散して盛り込まれている建具やダクト、配管類の躯体開口情報を一元化し、意匠伝達者・監理者と調整及び確認する。</p> <p>② 実施時期は総合図のチェック・調整を行う時期とするが、施工図作成等現場業務に影響を与えないよう注意する。具体的な開催時期は監理者と協議を行い決定する。</p> <p>(6) 総合図の確認と承認 (2)による調整の完了した総合図等に対する監理者による承認の必要性の有無は、特記による。特記がなければ、監理者の調整完了の確認により、各工事別施工図の作成に活用する。確認の場合の手順等に関しては、監理者と協議の上、決定する。</p>
補1.7.1 工事完成図等	<p>CAD図面データに関する規定は、下記による他、事前に監理者と打合せを行い、その内容を確認する。</p> <p>(1) CADソフトはAutoCADを標準とし、データ形式は、AutoCADの標準フォーマットであるDWG形式とする。(AutoCADは米国オートデスク社の登録商標)DWG形式への対応ができない場合に限り、DXF形式を認める。</p> <p>(2) ファイル名、レイヤ名、線種、文字スタイル、ペン種別等に関しては、監理者との協議による。</p>
補1.7.2 竣工データファイル	<p>ディスク(記録媒体)による竣工データファイルの作成に関しては、次による他、事前に監理者と協議を行い、その内容を確認する。※*(2)(記録媒体)：DVD-R(Windowsフォーマット4.7GB以上)</p> <p>(1) 竣工引渡し書類中のディスク化対象書類</p> <p>(イ) 竣工引渡し書類 (ロ) 竣工図 設計図及び各種計算書の引渡し時の状態を表現したものとする。 ※具体的な対象図面・書類名称については、「特記仕様書7. 完成時の提出書類」による。</p> <p>(2) 竣工図 構造躯体図その他、総合図を含む建物維持管理に必要な竣工図</p> <p>(イ) 竣工引渡し書類 ① 維持管理に必要な図書 ② 工事契約上の書類 ③ 官公署関連の許可・認可等の書類</p> <p>(ウ) 竣工写真 竣工写真アルバムと同じカットを収録する。</p> <p>(3) デスク作成仕様 ディスク化を行う対象の資料は、スキャナーから読み込んだデジタル化を行う。</p> <p>(イ) (1)・(2)～(4)のデジタル化仕様(下記①、②を収録する)</p> <p>① TIFFファイル形式 データ形式：TIFF(インテルアーキテクチャを標準とする)V5.0以上、1ファイル1画像 解像度：400dpi(A3を超えるものは200dpi) 色彩：モノクロ ※カラーの場合はフルカラー サイズ：原稿原寸 データ圧縮形式：LZW</p> <p>② PDFファイル形式 上記①の仕様にてスキャナーから読み込んだTIFFファイルを一つのPDFファイルに交換し同CD-ROMに格納する。TIFF形式データにおけるフォルダ、ファイルの階層構造を同様設定しPDFファイルの“しおり”に置き換える。建物規模が大きく図面の数が多い場合は、監理者と打ち合わせの上、建築・電気・給排水・空調・その他工事のようにカテゴリ毎にそれぞれ一つのPDFファイルとして格納する。</p> <p>(ロ) 竣工写真のデジタル化仕様 データ形式：TIFF(インテルアーキテクチャーを標準とする)V5.0以上、1ファイル1画像 色彩：フルカラー サイズ：原稿原寸 データ圧縮形式：G4MNR</p> <p>(3) ディスクには各種ビュワーソフトの格納は行わない。</p>

補1.7.5 施工者による自主的な品質管理																																																																																									
(a) 請負者は、施工品質の自主的管理を実施するために自主施工管理者を選任した施工管理体制を組織し、自主施工管理者による指導及び監理を実施し、品質管理を徹底する。																																																																																									
(b) 自主施工管理者が、その者の責任において実施する指導及び監理者の重点管理項目は、次に掲げる時期及び事項を標準とする。																																																																																									
(1) 品質管理の時期																																																																																									
(イ) 品質保証活動の方針決定段階 施工者は、工事着手時に監理者が設計説明会において、建築主の基本的要求品質や設計者の設計意図及び監理者による工事監理方針等、設計で意図した要求品質を確保するための方針を受けて、工事目的物を要求性能通りに完成させるために、工事運営計画書を作成する。工事運営計画書は、施工運営方針、基本施工計画、基本施工管理計画により、施工者側の心構え、施工のやり方、品質管理のルールの原則を明確にする。																																																																																									
(ロ) 合意品質のつくり込みの段階 自主施工管理者と施工者は、設計品質を具体的に品質の目標を定めた合意品質としてつくり込むために、総合的な各工事間の調整を行い、施工図、施工計画書、施工品質管理計画書に反映させる。施工品質管理計画書に反映させる品質管理の内容は、次の事項を標準とする。																																																																																									
① 品質管理の方針																																																																																									
② 施工中の品質管理 管理項目、管理水準(標準)、管理分組、管理方法、管理限界を外れた場合の処置																																																																																									
③ 施工完了時の検査 検査項目、検査方法、検査体制																																																																																									
(2) 品質保証活動の確認の段階 施工者は、「合意品質のつくり込み」で具体的に計画した活動を実施し、その結果が目標レベルでの許容範囲内に入っているかどうか確認するため工事中随時及び工事完成時に性能、機能検査を含めた品質検査を行い、記録、報告する。																																																																																									
(2) 品質管理の対象事項																																																																																									
(イ) 品質管理を実施する事項は、建築工事監理指針(国土交通省大臣官庁官庁官務課監修令和元年版)による各章の基本要求品質及び、施工計画書記載事項のうち品質計画に関する事項とする。各章の項目に表示されている項目は補表1.7.1による。																																																																																									
補表1.7.1 建築工事監理指針による基本品質及び施工計画書記載する品質計画																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>工事項目</th> <th>基本品質</th> <th>施工計画書記載する品質計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>土工事</td> <td>3.1.2</td> <td>3.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地業工事</td> <td>4.1.2</td> <td>4.3.1(3)既製コンクリート杭地業</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鉄筋工事</td> <td>5.1.2</td> <td>5.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>コンクリート工事</td> <td>6.1.2</td> <td>6.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>鉄骨工事</td> <td>7.1.2</td> <td>7.1.9(5)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>コンクリートブロックALC等・押出成形セメント板工事</td> <td>8.1.2</td> <td>8.2.1(3)補強コンクリートブロック造 8.3.1(3)コンクリートブロック積壁及び壁 8.4.1(5)ALC等 8.5.1(3)押出成形セメント板(EOP)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>防水工事</td> <td>9.1.2</td> <td>9.2.1(3)(ウ)アクリル防水 9.3.1(3)(イ)改質アクリル防水 9.4.1(3)合成高分子系・フッ素樹脂防水 9.5.1(3)(イ)塗膜防水 9.6.1(3)(イ)ケイ酸系塗布防水 9.7.1(3)シート・リック</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>石工事</td> <td>10.1.2</td> <td>10.1.1(4)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>タイル工事</td> <td>11.1.2</td> <td>11.2.1(2)セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り 11.3.1(3)接着剤による陶磁器質タイル張り 11.4.1(2)陶磁器質タイル型枠先付け</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>木工事</td> <td>12.1.2</td> <td>12.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>屋根及びびとい工事</td> <td>13.1.2</td> <td>13.2.1(3)長尺金属板葺 13.3.1(3)折板葺 13.4.1(3)粘土瓦葺 13.5.1(2)とい</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>金属工事</td> <td>14.1.2</td> <td>14.4.1(3)軽量鉄骨天井下地 14.5.1(3)軽量鉄骨壁下地 14.6.1(3)金属成形板張り 14.7.1(3)アルミ樹脂複合断熱材</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>左官工事</td> <td>15.1.2</td> <td>15.3.1(3)モルタル塗り 15.5.1(3)セメント系珪藻土塗り 15.6.1(3)仕上塗料仕上げ 15.8.1(3)セッコウアラスター塗り</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>建具工事</td> <td>16.1.2</td> <td>16.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>カーテンウォール工事</td> <td>17.1.2</td> <td>17.1.2(1)～(3)</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>塗装工事</td> <td>18.1.2</td> <td>18.1.1(3)</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>内装工事</td> <td>19.1.2</td> <td>19.2.1(3)ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り 19.3.1(3)カーペット敷き 19.4.1(3)合成樹脂塗料床 19.5.1(3)フローリング張り 19.6.1(3)畳敷き 19.7.1(3)セッコウタイル、その他タイル及び合板張り 19.8.1(3)壁紙張り 19.9.2(3)断熱・防露</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>ユニット及びその他の工事</td> <td>20.1.2</td> <td>20.3.1(4)リキストコンクリート工事 14.8.1(3)手すり及びブロッカー</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>排水工事</td> <td>21.1.2</td> <td>21.1.1(6)</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>舗装工事</td> <td>22.1.2</td> <td>22.1.1(4)</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>屋根及び屋上緑化工事</td> <td>23.1.2</td> <td>23.1.1(3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 基本品質の品質計画の番号は、令和2年版「共仕」の項目番号を示し、施工計画書記載する品質計画の番号は、「建築工事監理指針(国土交通省大臣官庁官務課監修)令和元年版」の項目番号を示す。</p>	章	工事項目	基本品質	施工計画書記載する品質計画	3	土工事	3.1.2	3.1.1(3)	4	地業工事	4.1.2	4.3.1(3)既製コンクリート杭地業	5	鉄筋工事	5.1.2	5.1.1(3)	6	コンクリート工事	6.1.2	6.1.1(3)	7	鉄骨工事	7.1.2	7.1.9(5)	8	コンクリートブロックALC等・押出成形セメント板工事	8.1.2	8.2.1(3)補強コンクリートブロック造 8.3.1(3)コンクリートブロック積壁及び壁 8.4.1(5)ALC等 8.5.1(3)押出成形セメント板(EOP)	9	防水工事	9.1.2	9.2.1(3)(ウ)アクリル防水 9.3.1(3)(イ)改質アクリル防水 9.4.1(3)合成高分子系・フッ素樹脂防水 9.5.1(3)(イ)塗膜防水 9.6.1(3)(イ)ケイ酸系塗布防水 9.7.1(3)シート・リック	10	石工事	10.1.2	10.1.1(4)	11	タイル工事	11.1.2	11.2.1(2)セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り 11.3.1(3)接着剤による陶磁器質タイル張り 11.4.1(2)陶磁器質タイル型枠先付け	12	木工事	12.1.2	12.1.1(3)	13	屋根及びびとい工事	13.1.2	13.2.1(3)長尺金属板葺 13.3.1(3)折板葺 13.4.1(3)粘土瓦葺 13.5.1(2)とい	14	金属工事	14.1.2	14.4.1(3)軽量鉄骨天井下地 14.5.1(3)軽量鉄骨壁下地 14.6.1(3)金属成形板張り 14.7.1(3)アルミ樹脂複合断熱材	15	左官工事	15.1.2	15.3.1(3)モルタル塗り 15.5.1(3)セメント系珪藻土塗り 15.6.1(3)仕上塗料仕上げ 15.8.1(3)セッコウアラスター塗り	16	建具工事	16.1.2	16.1.1(3)	17	カーテンウォール工事	17.1.2	17.1.2(1)～(3)	18	塗装工事	18.1.2	18.1.1(3)	19	内装工事	19.1.2	19.2.1(3)ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り 19.3.1(3)カーペット敷き 19.4.1(3)合成樹脂塗料床 19.5.1(3)フローリング張り 19.6.1(3)畳敷き 19.7.1(3)セッコウタイル、その他タイル及び合板張り 19.8.1(3)壁紙張り 19.9.2(3)断熱・防露	20	ユニット及びその他の工事	20.1.2	20.3.1(4)リキストコンクリート工事 14.8.1(3)手すり及びブロッカー	21	排水工事	21.1.2	21.1.1(6)	22	舗装工事	22.1.2	22.1.1(4)	23	屋根及び屋上緑化工事	23.1.2	23.1.1(3)	
章	工事項目	基本品質	施工計画書記載する品質計画																																																																																						
3	土工事	3.1.2	3.1.1(3)																																																																																						
4	地業工事	4.1.2	4.3.1(3)既製コンクリート杭地業																																																																																						
5	鉄筋工事	5.1.2	5.1.1(3)																																																																																						
6	コンクリート工事	6.1.2	6.1.1(3)																																																																																						
7	鉄骨工事	7.1.2	7.1.9(5)																																																																																						
8	コンクリートブロックALC等・押出成形セメント板工事	8.1.2	8.2.1(3)補強コンクリートブロック造 8.3.1(3)コンクリートブロック積壁及び壁 8.4.1(5)ALC等 8.5.1(3)押出成形セメント板(EOP)																																																																																						
9	防水工事	9.1.2	9.2.1(3)(ウ)アクリル防水 9.3.1(3)(イ)改質アクリル防水 9.4.1(3)合成高分子系・フッ素樹脂防水 9.5.1(3)(イ)塗膜防水 9.6.1(3)(イ)ケイ酸系塗布防水 9.7.1(3)シート・リック																																																																																						
10	石工事	10.1.2	10.1.1(4)																																																																																						
11	タイル工事	11.1.2	11.2.1(2)セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り 11.3.1(3)接着剤による陶磁器質タイル張り 11.4.1(2)陶磁器質タイル型枠先付け																																																																																						
12	木工事	12.1.2	12.1.1(3)																																																																																						
13	屋根及びびとい工事	13.1.2	13.2.1(3)長尺金属板葺 13.3.1(3)折板葺 13.4.1(3)粘土瓦葺 13.5.1(2)とい																																																																																						
14	金属工事	14.1.2	14.4.1(3)軽量鉄骨天井下地 14.5.1(3)軽量鉄骨壁下地 14.6.1(3)金属成形板張り 14.7.1(3)アルミ樹脂複合断熱材																																																																																						
15	左官工事	15.1.2	15.3.1(3)モルタル塗り 15.5.1(3)セメント系珪藻土塗り 15.6.1(3)仕上塗料仕上げ 15.8.1(3)セッコウアラスター塗り																																																																																						
16	建具工事	16.1.2	16.1.1(3)																																																																																						
17	カーテンウォール工事	17.1.2	17.1.2(1)～(3)																																																																																						
18	塗装工事	18.1.2	18.1.1(3)																																																																																						
19	内装工事	19.1.2	19.2.1(3)ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り 19.3.1(3)カーペット敷き 19.4.1(3)合成樹脂塗料床 19.5.1(3)フローリング張り 19.6.1(3)畳敷き 19.7.1(3)セッコウタイル、その他タイル及び合板張り 19.8.1(3)壁紙張り 19.9.2(3)断熱・防露																																																																																						
20	ユニット及びその他の工事	20.1.2	20.3.1(4)リキストコンクリート工事 14.8.1(3)手すり及びブロッカー																																																																																						
21	排水工事	21.1.2	21.1.1(6)																																																																																						
22	舗装工事	22.1.2	22.1.1(4)																																																																																						
23	屋根及び屋上緑化工事	23.1.2	23.1.1(3)																																																																																						
(c) 自主施工管理者の実施する重点管理項目は、(b)による事項について、施工者は監理者との協議により、当該工事の品質管理上必要な事項を重点管理項目に選定して、運用する。																																																																																									

補8節 性能試験																			
補1.8.1 性能試験																			
(a) 材料や施工の品質及び性能の確認のために実施する性能試験は次により、その適用は、特記による。																			
(b) 試験の項目																			
(1) 防水工事	<p>漏水試験(防水一般) 塗膜厚試験(塗膜防水) 漏水試験(金属シート防水) 真空試験(金属シート防水) 圧縮強さ試験 接着力試験 吸水率及びびひび割れ試験 含水率試験 とい漏れ試験 耐風圧性能試験 気密性能試験 水密性能試験 遮音性能試験 断熱性能試験 耐震性能試験</p>																		
(2) 石工事																			
(3) タイル工事																			
(4) 木工事																			
(5) 屋根及びびとい工事																			
(6) 建具工事																			
(7) カーテンウォール工事																			
(8) 塗装工事																			
(9) 内装工事																			
(c) 試験の工程																			
(1) 防水工事																			
(イ) 屋外(屋根等)漏水試験は、原則として3日間水張り試験とし、水張り深さは水上で10cm以上とする。但し、荷重条件等により水張り試験が困難な場合には、監理者と協議の上、放水試験に替えることができる。																			
(ロ) 屋内(浴室、厨房等)漏水試験は、原則として24時間水張り試験とする。																			
(ハ) 外壁防水層の厚さの試験は、製造所管理者の報告による。																			
(ニ) 金属シート防水の試験の種類は次のとおりとする。																			
① 漏水試験：各継手交点を行う。																			
② 漏水試験：防水工事に依る。																			
(2) 石工事 試験は、JIS A5003(石材)の規定により、種別は次による。																			
① 吸水率試験																			
② 圧縮強さ試験																			
(3) タイル工事 吸水率及びびひび割れ試験：寸法及び形状がJIS A5209(セラミックタイル)の規格にないものは、吸水率及びびひび割れ試験(オートクレーブ試験器)を行う。吸水率は3%以下、びひび割れ試験圧力は1N/mm ² を標準とする。																			
(4) 木工事 含水率試験：工事現場に搬入時とし、測定方法は全乾重量法又は高周波水分計法とする。																			
(5) 屋根及びびとい工事 とい 屋根の排水管は漏水試験を行う。																			
(6) 建具工事																			
(イ) 性能及び区分は下表とし、JIS A 4706(サッシ)の規定による。																			
(ロ) 試験方法は、JISの規定により、種別は次による。但し、カーテンウォール製品は、カーテンウォール性能基準(JCMA基準)を適用する。																			
① 耐風圧性能試験 JIS A 1515(建具の耐風圧性能試験方法)																			
② 気密性能試験 JIS A 1516(建具の気密性能試験方法)																			
③ 水密性能試験 JIS A 1517(建具の水密性能試験方法)																			
④ 遮音性能試験 JIS A 1416(実験室における建築物材の空気音遮断性能の測定方法)																			
⑤ 断熱性能試験 JIS A 4710(建具の断熱性能試験方法)																			
⑥ 耐震性能試験 JIS A 1521(片開きドアセットの面内変形追随性能試験方法)																			
⑦ 耐風圧性能試験 JIS A 4705(重量シャッター構成部材)																			
⑧ 耐風圧性能試験 JIS A 4704(軽量シャッター構成部材)																			
⑨ 耐風圧性能試験 JIS A 4715(オーバーヘッドドア構成部材)																			
補表1.8.1 耐風圧性能(Pa)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐風圧性能の等級</th> <th>S-1</th> <th>S-2</th> <th>S-3</th> <th>S-4</th> <th>S-5</th> <th>S-6</th> <th>S-7</th> <th>S-8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>800</td> <td>1200</td> <td>1600</td> <td>2000</td> <td>2400</td> <td>2800</td> <td>3600</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table>	耐風圧性能の等級	S-1	S-2	S-3	S-4	S-5	S-6	S-7	S-8	JISによる対応値	800	1200	1600	2000	2400	2800	3600	U	
耐風圧性能の等級	S-1	S-2	S-3	S-4	S-5	S-6	S-7	S-8											
JISによる対応値	800	1200	1600	2000	2400	2800	3600	U											
補表1.8.2 気密性能(等級線)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>気密性能の等級</th> <th>A-1</th> <th>A-2</th> <th>A-3</th> <th>A-4</th> <th>A-5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>120</td> <td>30</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table>	気密性能の等級	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	JISによる対応値	120	30	8	2	U							
気密性能の等級	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5														
JISによる対応値	120	30	8	2	U														
補表1.8.3 水密性能(Pa)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水密性能の等級</th> <th>W-1</th> <th>W-2</th> <th>W-3</th> <th>W-4</th> <th>W-5</th> <th>W-6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>250</td> <td>350</td> <td>500</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table>	水密性能の等級	W-1	W-2	W-3	W-4	W-5	W-6	JISによる対応値	100	150	250	350	500	U					
水密性能の等級	W-1	W-2	W-3	W-4	W-5	W-6													
JISによる対応値	100	150	250	350	500	U													
補表1.8.4 遮音性能(等級線)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>遮音性能の等級</th> <th>T-1</th> <th>T-2</th> <th>T-3</th> <th>T-4</th> <th>T-5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>25</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>40</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table>	遮音性能の等級	T-1	T-2	T-3	T-4	T-5	JISによる対応値	25	30	35	40	U							
遮音性能の等級	T-1	T-2	T-3	T-4	T-5														
JISによる対応値	25	30	35	40	U														
補表1.8.5 断熱性能(W/m ² ・K)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>断熱性能の等級</th> <th>H-4</th> <th>H-5</th> <th>H-6</th> <th>H-7</th> <th>H-8</th> <th>H-9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>2.9以下</td> <td>2.3以下</td> <td>1.9以下</td> <td>1.5以下</td> <td>1.1以下</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table>	断熱性能の等級	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	H-9	JISによる対応値	2.9以下	2.3以下	1.9以下	1.5以下	1.1以下	U					
断熱性能の等級	H-4	H-5	H-6	H-7	H-8	H-9													
JISによる対応値	2.9以下	2.3以下	1.9以下	1.5以下	1.1以下	U													
補表1.8.6 日射熱取得性能																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日射熱取得率</th> <th>N-1</th> <th>N-2</th> <th>N-3</th> <th>N-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table>	日射熱取得率	N-1	N-2	N-3	N-4	JISによる対応値	1.00	0.50	0.35	U									
日射熱取得率	N-1	N-2	N-3	N-4															
JISによる対応値	1.00	0.50	0.35	U															
補表1.8.7 面内変位追随性能(rad)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>面内変位追随性能の等級</th> <th>D-1</th> <th>D-2</th> <th>D-3</th> <th>D-4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JISによる対応値</td> <td>1/300</td> <td>1/150</td> <td>1/120</td> <td>U</td> </tr> </tbody> </table>	面内変位追随性能の等級	D-1	D-2	D-3	D-4	JISによる対応値	1/300	1/150	1/120	U									
面内変位追随性能の等級	D-1	D-2	D-3	D-4															
JISによる対応値	1/300	1/150	1/120	U															
補表1.8.8 耐風圧性能(Pa)																			
重量シャッター耐風圧性能等級は削除、(社)日本シャッター工業協会「シャッター・オーバーヘッド」耐風圧強度計算基準による。																			
補表1.8.9 耐風圧性能(Pa)																			
軽量シャッター耐風圧性能等級は削除、(社)日本シャッター工業協会「シャッター・オーバーヘッド」耐風圧強度計算基準による。																			
補表1.8.10 耐風圧性能(Pa)																			
オーバーヘッドドア耐風圧性能等級は削除、(社)日本シャッター工業協会「シャッター・オーバーヘッド」耐風圧強度区分による。																			
注) U: JIS規格を超えるもの。数値を指定する場合は特記する。																			

(7) カーテンウォール工事 性能及び区分は補表1.8.11～補表1.8.13とし、社団法人日本カーテンウォール工業会のカーテンウォールの性能基準(JCMA基準)の規定による。試験方法はJIS A 1414(建築用(パネル)の性能試験方法)及びJCMA基準を適用する。																
① ユニットの耐風圧性能試験 ② ユニットの層間変位追随性能試験 ③ ユニットの水密性能試験																
補表1.8.11 耐風圧性能(Pa)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷重(Pa)</th> <th>2400</th> <th>2800</th> <th>3600</th> <th>5000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能グレード</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	荷重(Pa)	2400	2800	3600	5000	性能グレード	1	2	3	4	5					
荷重(Pa)	2400	2800	3600	5000												
性能グレード	1	2	3	4	5											
補表1.8.12 層間変位追随性能グレード																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">層間変位角(rad.)</th> <th colspan="2">条件1</th> <th colspan="2">条件2</th> </tr> <tr> <th>1/400</th> <th>1/300</th> <th>1/200</th> <th>1/100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能グレード</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	層間変位角(rad.)	条件1		条件2		1/400	1/300	1/200	1/100	性能グレード	1	2	3	4	5	
層間変位角(rad.)		条件1		条件2												
	1/400	1/300	1/200	1/100												
性能グレード	1	2	3	4	5											
注) 条件1: 健全で再使用できる程度 条件2: 主要部が破損しない程度																
補表1.8.13 水密性能(Pa)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">圧力差(Pa)</th> <th colspan="2">可動部</th> <th colspan="2">はめ殺し部</th> </tr> <tr> <th>350</th> <th>500</th> <th>650</th> <th>1000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性能グレード</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	圧力差(Pa)	可動部		はめ殺し部		350	500	650	1000	性能グレード	1	2	3	4	5	
圧力差(Pa)		可動部		はめ殺し部												
	350	500	650	1000												
性能グレード	1	2	3	4	5											
(8) 塗装工事 塗料一般の試験は、JIS K 5600(塗料一般試験方法)の規定により、塗り厚試験の項目は、次による。																
① 塗膜の外観 ② 乾膜厚の測定 ③ 試験を行う塗料の種類及び適用箇所は、特記による。																
(9) 内装工事																
(イ) フローリング張り床、弾性床及び遮音床の遮音性能試験測定方法及び、評価方法は、次のJISの規定及び日本建築学会推奨測定基準による。又、測定対象は、軽衝撃音及び重衝撃音とし、適用は特記による。																
① JIS A 1418(建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)																
② JIS A 1419(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)																
(ロ) 音環境測定試験																
① 測定方法及び、評価方法は、次のJISの規定及び日本建築学会推奨測定基準による。																
(イ) JIS A 1409(騒音測定音響法の測定方法)																
(ロ) JIS A 1417(建築物の空気音遮断性能の測定方法)																
(ハ) JIS A 1418(建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)																
(ニ) JIS A 1419(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)																
(ホ) JIS A 1520(建具の遮音試験方法)																
(ヘ) JIS Z 8731(環境騒音の表示・測定方法)																
② 測定項目は、次により、項目の適用及び測定対象室等の適用箇所は、特記による。																
(イ) 外周壁遮音測定																
(ロ) 室内騒音測定																
(ハ) 床衝撃音測定																
(ニ) 室内音響測定	室内騒音レベル測定、室内騒音測定、室内明瞭度測定															
(ホ) 給排水音測定																

設計者						法適合確認欄		検査者		設計番号		特記		●図面番号	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉		一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 爽	一級建築士 第000000号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明				17992			徳島県県土整備部営繕課	●図面番号 A-015
													徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	●縮尺 -	
													●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)		
													●図面名 建築工事補足仕様書(1)		



8章 コンクリート・ブロック・ALCパネル 押出成形セメント板工事

補4節 ALCパネル

補8.4.1 ALCパネル
この節は、建築基準法により認定されたALCパネルを圍仕切壁、屋根(非歩行用)、床及び外壁に用いる工事に適用する。

補8.4.2 材 料
(a) 外壁パネルのパネル形状、表面形状等は次により、適用は特記による。
(1) パネル形状
(イ) 一般パネル(平パネル)、(ロ) コーナパネル
(2) 表面形状等
(イ) フラットパネル、(ロ) デザインパネル、(ハ) プレコートパネル、(ニ) 機水パネル
(b) 圍仕切壁パネルのパネル形状、表面形状等は次により、適用は特記による。
(1) パネル形状
(イ) 一般パネル(平パネル)、(ロ) コーナパネル
(2) 表面形状等
(イ) フラットパネル、(ロ) デザインパネル、(ハ) 機水パネル

補8.4.4 耐火性能
(a) パネルの耐火性能は、特記による。
(b) 耐火木材材は、特記による。特記がなければロックウールとする。
(c) 取付け金物の耐火覆覆は、特記による。特記がなければ半湿式ロックウール吹付けとする。

1 1 章 タイル工事

補3節 陶磁器質タイル張り

補11.3.1 施 工
(a) この項は、床タイル張りの工法を追加補充するものである。
(b) 床タイル張り工法は、圧着張り、敷モルタル張り及び下地モルタル張りとし、車両等の重量物の通行する場所は圧着張り、300角を超える大形床タイル及び幅付け面積の小さいその他のタイルの場合は敷モルタル張りとする。一般床タイル及びユニットタイルを大面積に張る場合は、下地モルタル張りを基準とし、その適用は、特記による。

補4節 長期性能保証制度

補11.4.1 長期性能保証制度
(a) この項は、壁面・床面タイル張りにおける長期性能保障制度を追加するもので、適用は「特記仕様書」11章タイル工事による。
(b) 保証約款は建専連長期性能保証制度保証約款(社団法人全国タイル業協会)による。
(c) 保証期間は補表11.4.1に、タイル張り工法は補表11.4.2による。

補表11.4.1 保証期間

保証対象部位	保証期間	保証性能基準
壁 面	10年	タイル・石・凝石等の剥離または剥落が発生してはならない。
床 面	10年	タイル・石・凝石等の剥離が発生してはならない。

補表11.4.2 タイル張り工法

区分	剥 離 防 止 工 法				ベースネット工法	インターネット工法	ループオンネット工法	ネットクロスユニット工法
	工法	外装タイル有機系接着剤使用	高圧水洗浄	高圧水洗浄				
躯体処理	躯体表面の浮き・剥離・浮き・剥離等の除去	高圧水洗浄	高圧水洗浄	サンダー射撃機水洗浄	MCR工法			
適用下地	コンクリート(直張り)	左官モルタル			ALCパネル	押出成形セメント板(フラット板)	コンクリート(直張り) ALCパネル	コンクリート(直張り) ALCパネル
下地精度	3mm/1m							
不陸調整	下地精度の基準を満たさない場合は、削り出しを行う	(社)全国タイル業協会およびその会員である施工業者の指定する材料・工法・仕様による施工						下地精度の基準を満たさない場合は、削り出しを行う
不陸調整材料	JISA 6916(建築用下地調整材)適合品	(社)全国タイル業協会およびその会員である施工業者の指定する材料・工法・仕様による施工						JISA 6916(建築用下地調整材)適合品
吸水調整	吸水調整	モルタル下地面の吸水調整を建布(製造業者の指定方法)						吸水調整を建布(製造業者の指定方法)
材 料	タイル・接着剤 : G-O-A-T認定品官モルタル	(社)全国タイル業協会の指定する接着剤張り仕様による施工						
施工方法	(社)全国タイル業協会の指定する接着剤張り仕様による施工							
保証対象部位	壁 面							
保証性能基準	・タイルの剥離(1箇所0.25㎡以上)が、発生してはならない。 ・タイルの剥落が発生してはならない。							
区分	在 来 工 法				パネル工法			
工法	直張り	左官下地面へのタイル張り			パネルへの施工			
躯体処理	高圧水洗浄	高圧水洗浄	サンダー射撃機水洗浄	MCR工法	高圧水洗浄	高圧水洗浄	サンダー射撃機水洗浄	MCR工法
適用下地	コンクリート(直張り)	左官モルタル			ALCパネル 押出成形セメント板(フラット板)			
下地精度	6mm/2m							
不陸調整	下地精度の基準を満たさない場合に削り出す	(社)全国タイル業協会およびその会員である施工業者の指定する材料・工法・仕様による施工						下地精度の基準を満たさない場合に削り出す
不陸調整材料	JISA 6916(建築用下地調整材)適合品	(社)全国タイル業協会の指定する接着剤張り仕様による施工						JISA 6916(建築用下地調整材)適合品
吸水調整	不陸調整箇所は、吸水調整を建布(製造業者の指定方法)	モルタル下地面の吸水調整を建布(製造業者の指定方法)			吸水調整を建布(製造業者の指定方法)			
材 料	JISA 6916(建築用下地調整材)に規定する接着剤張り仕様による施工 試験用タイル張付け用モルタル	(社)全国タイル業協会の指定する接着剤張り仕様による施工 公共建築工事標準仕様書第11章タイル工事に定める仕様による施工 (社)日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS19 陶磁器質タイル工事に定める仕様による施工						JISA 6916(建築用下地調整材)に規定する試験用タイル張付け用モルタル (社)日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS19 陶磁器質タイル工事に定める仕様による施工
施工方法	(社)日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS19 陶磁器質タイル工事に定める仕様による施工							
保証対象部位	壁 面							
保証性能基準	・タイルの剥離(1箇所0.25㎡以上)が、発生してはならない。 ・タイルの剥落が発生してはならない。							

9章 防水工事

補9節 金属シート防水

補9.8.1 適用範囲
この節は、建築の屋根、ベランダ、床及び水廻りなどに施工する金属シート防水に適用する。

補9.8.2 材 料
(a) ステンレスシートは、JIS 0 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS 304又はSUS 316とし、その他の金属シートを含めて、使用材料は、特記による。ステンレスシート板厚は、特記がなければ0.4mmとする。
(b) つり子の材料は、SUS 304又はSUS 316とし、監理者の承認を得る。固定金物は、SUS 304とし、タッピングビス及びセルフドリリングビス類などの切削ねじ込み式固定金物は、SUS 410とする。
(c) 葺し口は、ドレインに屋根材の平板を一体成形した溶接工法を用いる部材とし、材質は防水層と同一とする。
(d) 水切り取合い等シーリング材を用いる場合には、特記仕様書9.12[シーリング]による。
(e) 金属シートの仕上げは、特記による。
(f) 下地と金属シートの間に、断熱材あるいは整平のための下書き材を用いる場合は、特記による。特記がなければ軟質発泡ポリスチレンシート4mm厚とする。
(g) 勾配屋根で屋根面がよく見えるもの及び雨音について特に留意する屋根では、軟質発泡ポリスチレンシート4mm厚を全面に敷込みさらに同シート10mm厚をシーム間の空隙に充填する。
(h) 下地材は、自走式シーム溶接機が走行可能な強度を有し、作業員が歩行する場合は、その重量に耐えるものとする。又、母屋及び垂木等の構造材に必要な強度が得られるよう固定する。

補9.8.3 工 法
(a) 施工法については、防水施工者の責任施工とし、施工者は工事に先立って工事概要、材料、仕様、割付け図、納まり詳細等の施工図、施工法、養生方法、安全管理体制及び工程表等を記載した施工計画書を作成し、監理者の承認を得る。
(b) 降雨時及び降雪時には溶接作業をしてはならない。又、強風により防水層のぼたつき、折れ、及び飛散等が予想される場合には作業をしてはならない。
(c) 金属シート面は、常に清掃し、錆の原因となる砂、金属片及び釘等を除去すること。

補10節 外壁防水

補9.9.1 適用範囲
この節は、外壁用アクリルゴム防水材をRC壁、PC壁及びALCパネル壁を下地とする壁に塗布する工法に適用する。

補9.9.2 工 程
工程は補表9.9.1による。

補表9.9.1 外壁防水の工程

工程	材 料	塗布量kg/㎡	備 考
1	プライマー塗り	0.2~0.4	PC版0.2、ALC版0.4
2	外壁用アクリルゴム防水材塗り	1.7	
3	模様吹付け	0.5	
4	化粧材塗り	0.3	シナーを含まず、2回塗り

注) ① ALCパネルはALC用7-ラーで目止めを行う。
② 成膜後の防水層の厚さは平均1.0mm程度必要とする。

補9.9.3 材 料
(a) 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021(屋根用塗膜防水材)の規格品とし、固形分が70~75%(重量)のものとする。
(b) プライマー及び化粧材は主材料製造所の指定する製品とする。

補9.9.4 工 法
(a) 工法は、主材料製造所の仕様による。
(b) 仕上げの種類は、特記による。
(c) 工法は吹付けローラーとし、適用は、特記による。

補9.9.5 保 証
外壁防水の施工は、責任施工とし、その保証期間は、特記による。特記がなければ10年間とする。

1 4 章 金属工事

補2節 表面処理

補14.2.1 ステンレスの表面仕上げ
この項はJIS 0 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によることになっているが、更にAISI(アメリカ鉄鋼協会規格)No.6, 7, 8の仕上げを追加する。

補9節 焼付け塗装

補14.9.1 適用範囲
この項は、金属工事のうち、各種金属の表面に工場で行われる焼付け塗装に適用する。但し、塗装鋼板(JIS 0 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)、JIS 0 3320(塗装ステンレス鋼板)及びJIS H 4001(アルミニウム及びアルミニウム合金の塗装板及び条)は適用範囲外とする。

補14.9.2 素地ごしらえ
(a) 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえはA種による。
(b) ステンレス面の素地ごしらえは、補18.10.6(c)の補表18.10.1[ステンレス面の素地ごしらえ]による。
(c) アルミニウム面の素地ごしらえは、補18.10.6(d)の補表18.10.2[アルミニウム面の素地ごしらえ]による。

補14.9.3 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(B-AE)
(a) この項は、金属系系地における、耐候性及び美装性を目的とする箇所に用いる焼付形アクリル樹脂エナメル塗りに適用する。
(b) 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.1及び、補表14.9.2により、素地種類の適用は、特記による。

14章 金属工事

補2節 表面処理

補14.2.1 ステンレスの表面仕上げ
この項はJIS 0 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によることになっているが、更にAISI(アメリカ鉄鋼協会規格)No.6, 7, 8の仕上げを追加する。

補9節 焼付け塗装

補14.9.1 適用範囲
この項は、金属工事のうち、各種金属の表面に工場で行われる焼付け塗装に適用する。但し、塗装鋼板(JIS 0 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)、JIS 0 3320(塗装ステンレス鋼板)及びJIS H 4001(アルミニウム及びアルミニウム合金の塗装板及び条)は適用範囲外とする。

補14.9.2 素地ごしらえ
(a) 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえはA種による。
(b) ステンレス面の素地ごしらえは、補18.10.6(c)の補表18.10.1[ステンレス面の素地ごしらえ]による。
(c) アルミニウム面の素地ごしらえは、補18.10.6(d)の補表18.10.2[アルミニウム面の素地ごしらえ]による。

補14.9.3 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(B-AE)
(a) この項は、金属系系地における、耐候性及び美装性を目的とする箇所に用いる焼付形アクリル樹脂エナメル塗りに適用する。
(b) 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.1及び、補表14.9.2により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.1 亜鉛めっき鋼面及びステンレス面の焼付形アクリル樹脂 エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による。	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	10~15
2 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
3 上塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル	25~35	25~35	25~35
4 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		40以上	35以上	35以上

補表14.9.2 アルミニウム面の焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm
素地ごしらえ	補表18.10.2による。	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20
2 上塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル	25~35
3 焼付け	170℃ 15分	—
合計膜厚		30以上

(c) 焼付形アクリル樹脂エナメル塗り(メタリックカラー)は補表14.9.3により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.3 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面及びアルミニウム面の焼付形アクリル樹脂 エナメル塗り(メタリックカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	10~15
2 中塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
4 上塗り	焼付形アクリル樹脂エナメル+メタリックコート	25~35	25~35	25~35
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		55以上	50以上	45以上

- (d) 工法その他は、次による。
(1) 裏面コートは原則として下塗りプライマーと同種塗料とし、1コート、1ペーク10μm以上とする。
(2) 亜鉛鋼板の溶接部分はサンダー等の研磨後、焼融亜鉛系化成処理の上、ジンクリッチペイント20μm以上(強制乾燥の場合60~80℃20分間)を施す。
(3) 焼付け温度は被塗装物の温度とし、又焼付け時間はキープ時間とする。

補14.9.4 焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗り(B-UE)

(a) この項は金属系系地における、耐候性及び美装性を目的とする箇所に用いる焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗りに適用する。
(b) 焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は、補表14.9.4により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.4 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面、アルミニウム面の焼付形1液ウレタン樹脂 エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	5~10
2 上塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	15~20	15~20	15~20
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
4 上塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		50以上	45以上	40以上

(c) 焼付形1液ウレタン樹脂エナメル塗り(メタリックカラー)は、補表14.9.5により素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.5 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面及びアルミニウム面の焼付形1液ウレタン樹脂 エナメル塗り(メタリックカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—
1 下塗り	焼付形エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15	5~10
2 中塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
4 上塗り	焼付形1液アクリル樹脂エナメル	20~30	20~30	20~30
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		55以上	50以上	45以上

(d) 工法その他は、補14.9.3(d)による。

補14.9.5 中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(B-FE(F))
(a) この項は、特に長期の耐候性、耐久性及び美装性を目的とする箇所に用いる中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り[フルオロオレフィン・ビニルエーテル共重合体(FEVE)]に適用する。
(b) 中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.6、補表14.9.7及び補表14.9.8により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.6 亜鉛めっき鋼面の中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	15~20
2 焼付け	170℃ 15分	—
3 上塗り1回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	15~20
4 焼付け	170℃ 15分	—
5 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25
6 焼付け	170℃ 15分	—
合計膜厚		50以上

補表14.9.7 ステンレス面の中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm
素地ごしらえ	ステンレス面:補表18.10.1による	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	10~15
2 上塗り1回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	15~20
3 焼付け	170℃ 15分	—
4 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25
5 焼付け	170℃ 15分	—
合計膜厚		45以上

補表14.9.8 アルミニウム面の中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm
素地ごしらえ	補表18.10.2による	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	5~10
2 上塗り1回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	15~20
3 焼付け	170℃ 15分	—
4 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25
5 焼付け	170℃ 15分	—
合計膜厚		40以上

(c) 中温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(メタリックカラー)は補表14.9.9により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.9 亜鉛めっき鋼面、ステンレス面及びアルミニウム面の中温焼付形ふっ素樹脂 エナメル塗り(メタリックカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm		
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面	アルミニウム面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による アルミニウム面:補表18.10.2による	—	—	—
1 下塗り	中温焼付形エポキシ樹脂系プライマー	15~20	10~15	5~10
2 中塗り	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
3 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
4 上塗り	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
5 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
6 上塗り2回目	中温焼付形1液ふっ素樹脂エナメル	20~25	20~25	20~25
7 焼付け	170℃ 15分	—	—	—
合計膜厚		75以上	70以上	65以上

(d) 中塗り及び上塗り用いるふっ素樹脂塗料は、フルオロオレフィン・ビニルエーテル共重合体樹脂(FEVE)の熱溶融形塗料とし、三つ化モノマー配合とする。中塗り及び上塗り塗料樹脂分中のフルオロオレフィン・ビニルエーテル共重合体樹脂は、100%配合されていること。
(e) 工法その他は、次による。
(1) 塗料の調合は、次による。
(イ) 熟成時間や可使時間は製造所の指定による。
(ロ) シナーは塗料製造所の指定する製品による。
(2) 塗料の調合は原則としてスプレー式により、塗装ライン前処理と連続レクリーンボックスを有すること。
(3) 裏面コートは原則として下塗りプライマーと同種塗料とし、1コート、1ペーク10μm以上とする。
(4) ふっ素樹脂焼付塗装工場は、塗料製造所の承認する工場とする。
(5) 被塗装物である亜鉛鋼板は亜鉛付着量2~27(19μm)相当以上のノンパングルとし、クロメート処理品は不可とする。
(6) 亜鉛鋼板の溶接部分はショットブラストの上、亜鉛メタリコン70μm以上とし、焼融亜鉛系化成処理または、エポキシ系ジソクリッチプライマー70μm(強制乾燥の場合60~80℃20分間)とする。
(7) 焼付け温度は被塗装物の温度とし、又焼付け時間はキープ時間とする。

補14.9.6 高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(B-FE(P))
(a) この項は、特に長期の耐候性、耐久性及び美装性を目的とする箇所に用いる高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り[ポリフッ化ビニリデン系(PFVd)]に適用する。
(b) 高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)は補表14.9.10及び補表14.9.11により、素地種類の適用は、特記による。

補表14.9.10 亜鉛めっき鋼面及びステンレス面の高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による	—
1 下塗り	高温焼付形エポキシ樹脂含有エポキシ樹脂プライマー	15~20
2 焼付け	232~242℃ 5~10分	—
3 上塗り	高温焼付形ふっ素樹脂エナメル	25~35
4 焼付け	232~242℃ 5~10分	—
合計膜厚		40以上

補表14.9.11 アルミニウム面の高温焼付形ふっ素樹脂 エナメル塗り(ソリッドカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm
素地ごしらえ	補表18.10.2による	—
1 下塗り	高温焼付形ふっ素樹脂含有エポキシ樹脂プライマー	5~10
2 上塗り	高温焼付形ふっ素樹脂エナメル	25~35
3 焼付け	232~242℃ 5~10分	—
合計膜厚		30以上

補表14.9.12 亜鉛めっき鋼面及びステンレス面の高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(メタリックカラー)

工 程	塗 料その他	乾燥膜厚 μm	
		亜鉛めっき鋼面	ステンレス面
素地ごしらえ	亜鉛めっき鋼面:A種による ステンレス面:補表18.10.1による	—	—
1 下塗り	高温焼付形エポキシ樹脂含有エポキシ樹脂プライマー	15~20	10~15
2 焼付け	232~242℃ 5~10分	—	—
3 上塗り	高温焼付形ふっ素樹脂エナメル	25~35	25~35
4 焼付け	232~242℃ 5~10分	—	—
合計膜厚		40以上	35以上

補表14.9.13 アルミニウム面の高温焼付形ふっ素樹脂 エナメル塗り

15章 左官工事

補表14.9.13 アルミニウム面の高温焼付形ふっ素樹脂エナメル塗り(メタリカナー)

- (d) 上塗り用いるふっ素樹脂塗料は、ポリフッ化ビニリデン樹脂(PFVd)の熱溶融形塗料とし、カイナー500配合とする。
(e) 工法その他は、次による。
(1) 塗料の調合は、次による。
(2) 熟成時間や可使時間は製造所の指定による。
(3) シンナーは塗料製造所の指定する製品による。
(4) 塗装の方法は原則としてスプレー式により、塗装ラインは前処理と連続レクリンボックスを有すること。
(5) 裏面コートは原則として下塗りプライマー(同種塗料とし、1コート、1ペーク10μm以上とする。
(6) 被塗物である亜鉛鋼板は亜鉛付着量Z-27(19μm)相当以上のノンパングルとし、クロメート処理品は不可とする。
(7) 亜鉛鋼板の溶接部分はショットプラストの上、亜鉛メタリコン70μm以上とし、稀酸亜鉛系化成処理または、エポキシ系シンクリッチプライマー70μm(強制乾燥の場合60~80℃20分間)とする。
(8) 焼付け温度は被塗物の温度とし、又焼付け時間はキープ時間とする。
(9) 現場タッチアップは、B-FE(P)のホットエアガン焼付け又はFUEないし、ふっ素系ADS樹脂塗料とする。

補14.9.7 検査
(a) 仕上り塗装の性能は、補表14.9.14による。
補表14.9.14 仕上り塗装の性能

Table with 6 columns: 試験項目, 焼付形, 焼付形, 高 温 焼 付 形, 中 温 焼 付 形, 試験項目

- (b) 仕上り塗装の性能試験及び検査は次により、試験を行う場合は特記による。特記なき場合は塗料製造所による品質を証明する資料を提出し、監理者の承認を受ける。
(1) 検査機関は公的試験所とする。但し監理者が認めた場合は、監理者の承認した試験所とすることが出来る。
(2) 塗装の種類は、アルミニウム系地面の補14.9.3、補14.9.4、補14.9.5、及び補14.9.6の各塗装とし、各塗料の塗装率は、標準仕様による。
(3) 検査項目は補表14.9.14の試験項目による。
(4) 検査結果は報告書にまとめて監理者に提出する

補10節 ステンレス鋼板の曲げ加工

- 補14.10.1 ステンレス鋼板の曲げ加工
(a) ステンレス鋼板の曲げ加工の適用は特記による。
特記がなければ普通曲げとし、角出し曲げは補表14.10.1による。
補表14.10.1 ステンレス鋼板の角出し曲げ加工の種類

- (b) 補強板等は、表面処理亜鉛めっき鋼板又は亜鉛めっきを行ったものとし、補強板厚はA角はステンレス鋼板厚と同等以上とし、B角及びC角は1.6mm以上とする。
(c) 補強板等は、[亜鉛めっき鋼板の素地ごしらえ]の処理を行った上に、JIS K 5629C(鉛酸カルシウム鈍止めペイント)を2回塗布する。

補11節 エキスパンションジョイント(EXP,J)

- 補14.11.1 安全機構の設置
a) 壁、天井、屋根：脱落防止ワイヤー等と、EXP,Jカバー全周に損傷が生じた場合に脱落、飛散の防止策を施し、人的被害を生じないように配慮する。(製造所のオプション)
b) 床：跳ね上がり、挟み込み、欠損による落下等の人的被害を生じないように配慮する。(製造所オプション)
補14.11.2 構造クリアランスと可動量の確認
a) 床、壁、天井、屋根のEXP,Jカバーの製作図は、X・Y方向共に(可動量±0・-最大・+最大)作成し、構造クリアランスと可動量を確認の上、監理者の承認を得ること。

15章 左官工事

補8節 薄塗り工法

補15.8.1 適用範囲
この節は、セメント及び無機質系微細骨材を主原料とし、主として内外装仕上り工事の素地調整に使用する、セメント系下地調整塗材及び合成樹脂エマルジョンプラスターを、塗り厚10mm以下に塗付ける工事(以下薄塗り工法という)に適用する。但し、合成樹脂エマルジョンプラスターは内部に使用する。

補表15.8.1 薄塗り工法の種類
種類 補 要 塗り厚
A 種 プレミックスセメントペースト 3mm以下
B 種 プレミックスセメントモルタル 3~10mm
C 種 合成樹脂エマルジョンプラスター 3~5mm

補15.8.2 工法の種類
薄塗り工法の種類は補表15.8.1により、適用は特記による。

- 補15.8.3 材 料
(a) セメント系下地調整塗材(プレミックスセメントペースト及びプレミックスセメントモルタル)
(1) セメントはJIS R 5210(ポルトランドセメント)に準ずる。
(2) 骨材は、JIS A 1102(骨材のふるい分け試験方法)に規定する網ふるい0.6mmをほぼ通過する程度の、珪砂又は寒水砂などとする。
(3) 混和液はセメント混和用ポリマーディスページョンを主成分とし、セメント混和用ポリマーディスページョンはJIS A 6203(セメント混和用ポリマーディスページョン及び再乳化粉砕未樹脂)に適合するものとし、スチレンブタジエン系、アクリル系及びエチレン酢酸ビニル系共重合体とする。
(4) 調整割合及び混練り方法は、製造所の仕様による。
(5) 品質はJIS A 6916(仕上塗材用下地調整塗材)に規定する品質に適合するものとする。
(b) 合成樹脂エマルジョンプラスター
(1) 種類は補表15.8.2により、適用は特記による。

補表15.8.2 合成樹脂エマルジョンプラスターの種類
種類 補 要
1 種 アクリルエマルジョン系
2 種 エチレン酢酸ビニル系
3 種 酢酸ビニルエマルジョン系

- (2) 材料、調合は製造所の仕様による。

補15.8.4 工 法
(a) プレミックスセメントペースト
補表15.8.3 プレミックスセメントペースト塗り

Table with 4 columns: 工 程, 塗 り 厚, 塗 り 回数
1 シーラー塗り 0.1 ~ 0.2kg/m² 1 ~ 2
2 ペースト塗り 1 ~ 3mm 1 ~ 2
注)製造所の仕様により、シーラー塗りを省略する場合には温度、湿度の条件を検討の上、付着強度を確認すること。

(b) プレミックスセメントモルタル
補表15.8.4 プレミックスセメントモルタル塗り

Table with 4 columns: 工 程, 塗 り 厚, 塗 り 回数
1 シーラー塗り 0.1 ~ 0.2kg/m² 1 ~ 2
2 ペースト塗り 3 ~ 10mm 1 ~ 2
注)製造所の仕様により、シーラー塗りを省略する場合には温度、湿度の条件を検討の上、付着強度を確認すること。

(c) 合成樹脂エマルジョンプラスター
(1) コンクリート下地等
補表15.8.5 コンクリート下地等の合成樹脂エマルジョンプラスター塗り

Table with 5 columns: 工 程, 材 料, 所要量(kg/m²), 塗 り 回数
1 シーラー塗り シーラー 0.1 ~ 0.25 1 ~ 2
2 厚付け用 厚付け用 0.5 ~ 5 1 ~ 2
3 研磨紙すり #180~240 - -
4 上塗り 薄付け用 1 ~ 2 1 ~ 2
注)下地となる場合は、厚付け用で仕上げてよい。

(2) ALCパネル下地
補表15.8.6 ALCパネル下地の合成樹脂エマルジョンプラスター塗り

Table with 5 columns: 工 程, 材 料, 所要量(kg/m²), 塗 り 回数
1 シーラー塗り シーラー 0.1 ~ 0.25 1 ~ 2
2 目地塗り 厚付け用 - 1
3 下塗り 厚付け用 1.0 ~ 1.2 -
4 研磨紙すり #180~240 - 1 ~ 2
5 中塗り #180~240 1.0 ~ 1.2 1
6 上塗り 薄付け用 0.5 ~ 1.0 1

補15.8.5 仕上がり精度
仕上りの精度は補表15.8.7による。
補表15.8.7 仕上り精度

Table with 2 columns: コンクリートの部位, 平 た ん さ
外壁(仕上塗材仕上げ等) 3mにつき10mm以下
外壁(塗装仕上げ等) 3mにつき7mm以下
内壁 3mにつき7mm以下

16章 建 具 工 事

補7節 建具用金物

補16.7.1 鍵
鍵は3本一組とし、室名または建具位置を示す札を付け、目録書及び縮小版平面図による鍵のキープランを添え、一括して鍵箱に収納して引き渡す。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。鍵箱は鍵の個数に相応した鋼製の既製品とする。

補13節 防災建具

補16.13.1 適用範囲
この節は、防災建具のうち、可動式防煙たれ壁に適用する。

補16.13.2 方 式
可動式防煙たれ壁の方式は、鉛直降下式、回転式及びロール式とし、その適用は、特記による。

- 補16.13.3 材 料
(a) 防煙たれ壁本体は、鋼板、ガラスクロス塩化ビニル皮膜(不燃認定品)及びアルミニウム板の何れかとし、適用は、特記による。
(b) ガイドレール、座板及びまぐさの材料は、ステンレス、アルミニウム及び鋼板の何れかとし、適用は、特記による。

- 補16.13.4 機 構
(a) 降下
急激に落下しないよう、ステイダンパー、ガバナー及びバランスウェイト等の緩衝装置を設け、降下後は圧力差2kgf/m²において鉛直に保持すること。又、レールは固定とするが、可動の場合は、特記による。
(b) 開閉
(1) 煙感知器の信号を受けて自動的に降下する。
(2) 手動操作ボックスを設け、手動降下可能な機構とし、復旧は手動によるものとするが、電動の場合は、特記による。尚、何れの場合も取扱い方法を明示する。

18章 塗 装 工 事

補10節 アクリルシリコン樹脂塗装

補18.10.1 適用範囲
この節は、主として比較的長期の耐候性、耐久性及び美装性を目的とする箇所に用いるアクリルシリコン樹脂塗料に適用する。

補18.10.2 素地ごしらえ
(a) ステンレス面の素地ごしらえは、補表18.10.1による。

補表18.10.1 ステンレス面の素地ごしらえ
工 程 面 の 処 理 備 考
1 汚れ、付着物除去 汚れ、付着物をスチールウール布等で除去した後に溶剤拭き
2 素地除去 ヘアライン又は垢処理
3 油膜除去 弱アルカリ性脂肪剤で加熱処理後湯洗い、又は溶剤洗浄
4 化成皮膜処理 クロム酸塩化成皮膜又は酸化成皮膜処理後、水洗い乾燥 直ちに次の工程に移る

(b) アルミニウム面の素地ごしらえは、補表18.10.2による。

補表18.10.2 アルミニウム面の素地ごしらえ
工 程 面 の 処 理 備 考
1 汚れ、付着物除去 汚れ、付着物をスチールウール布等で除去した後に溶剤拭き
2 油膜除去 弱アルカリ性脂肪剤で加熱処理後湯洗い、又は溶剤洗浄
3 化成皮膜処理 クロム酸塩化成皮膜又は酸化成皮膜処理後、水洗い乾燥 直ちに次の工程に移る

(c) アルミニウム面の素地ごしらえは、補表18.10.2による。

補表18.10.2 アルミニウム面の素地ごしらえ
工 程 面 の 処 理 備 考
1 汚れ、付着物除去 汚れ、付着物をスチールウール布等で除去した後に溶剤拭き
2 油膜除去 弱アルカリ性脂肪剤で加熱処理後湯洗い、又は溶剤洗浄
3 化成皮膜処理 クロム酸塩化成皮膜又は酸化成皮膜処理後、水洗い乾燥 直ちに次の工程に移る

補18.10.3 材 料
上塗り用いるアクリルシリコン樹脂エナメル、及びクリヤは、カナセウムラックを配合した非イソシアネート系塗料で、主剤にはアクリルシリコン樹脂(アルコキシシリル基含有ビニル共重合樹脂)及び硬化剤は、アルコキシシリル基に対する硬化触媒を主成分とする。

補18.10.4 金属系素地面のアクリルシリコン樹脂エナメル塗り(2-ASE)
(a) この項はステンレス面及びアルミニウム面の金属系素地における、アクリルシリコン樹脂エナメル塗りに適用する。
(b) ステンレス面及びアルミニウム面のアクリルシリコン樹脂エナメル塗りは、製造所の仕様による。

補18.10.5 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗り(2-ASE)
(a) この項は、コンクリート打放し面におけるシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗りに適用する。
(b) コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗りは、補表18.10.6により、シリコン系浸透性吸水防止材の材料規格は、特記による。

補表18.10.6 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂エナメル塗り

Table with 4 columns: 工 程, 塗 料 種 別 C 種, 塗 料 そ の 他, 塗 布 量 kg/m²
1 下塗り O シリコン系浸透性吸水防止材 0.15~0.20
2 上塗り 1回目 O (低汚染型)アクリルシリコン樹脂エナメル 0.10
3 上塗り 2回目 O (低汚染型)アクリルシリコン樹脂エナメル 0.10
(注)低汚染型の場合は、工程2及び工程3に低汚染型アクリルシリコン樹脂エナメルを使用する。

(c) 工法その他は、製造所の仕様による。

補18.10.6 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗り(ASC)
(a) この項は、コンクリート打放し面におけるシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗り(カラークリヤを含む)に適用する。
(b) コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗りは、補表18.10.7により、塗料種別及びシリコン系浸透性吸水防止材の材料規格は、特記による。

(c) 工法その他は、補表18.10.7による。

補表18.10.7 コンクリート打放し面のシリコン系浸透性吸水防止材使用のアクリルシリコン樹脂クリヤ塗り

Table with 4 columns: 工 程, 塗 料 種 別 C 種, 塗 料 そ の 他, 塗 布 量 kg/m²
1 下塗り O シリコン系浸透性吸水防止材 0.15~0.20
2 上塗り 1回目 O (低汚染型)アクリルシリコン樹脂クリヤ 0.10
3 上塗り 2回目 O (低汚染型)アクリルシリコン樹脂クリヤ 0.10
(注)低汚染型の場合は、工程2及び工程3に低汚染型アクリルシリコン樹脂クリヤを使用する。

補11節 常温乾燥形ふっ素樹脂塗装

補18.11.1 適用範囲
この節は、主として比較的長期の耐候性、耐久性及び美装性を目的とする箇所に用いる常温乾燥形ふっ素樹脂塗料に適用する。

補18.11.2 素地ごしらえ
ステンレス面、アルミニウム面の素地ごしらえは、補表18.10.1及び補表18.10.2による。

補18.11.3 材 料
中塗り及び上塗り用いるふっ素樹脂塗装は、フルオロオレフィンビニルエーテル共重合樹脂(FEVE)の常温硬化型塗料とし、耐汚染性を考慮して三フッ化モノマー配合とする。中塗り及び上塗り用いるふっ素樹脂分中のフルオロオレフィンビニルエーテル共重合樹脂が100%配合されていること。促進耐軟性試験で4,000時間(GR90%以上)に耐えるものとする。(補表14.9.14)

補18.11.4 金属系素地面の常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗装(2-FUE)
(a) この項はステンレス面及びアルミニウム面の金属系素地における、常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りに適用する。
(b) ステンレス面及びアルミニウム面の常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗りは、製造所の仕様による。

補18.11.5 コンクリート打放し面の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗り(FUC)
(a) この項は、コンクリート打放し面の濡れ肌防止用塗料の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗りに適用する。
(b) コンクリート打放し面の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗りは、補表18.11.4により、塗料種別及びシリコン系浸透性吸水防止材の材料規格は特記による。

補表18.11.4 コンクリート打放し面の常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ塗り

Table with 5 columns: 工 程, 塗 料 種 別 A 種 B 種, 塗 料 そ の 他, 標準厚 μm, 塗 布 量 kg/m²
1 下塗り O O 浸透性吸水防止材 - 0.10~0.12
2 中塗り O - コンクリート用(低汚染型)常温乾燥形ふっ素樹脂中塗り濡れ肌防止材 30~40 1.15~0.17
3 上塗り 1回目 O O コンクリート用(低汚染型)常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ(着色) 15~25 0.14~0.30
4 上塗り 2回目 O O コンクリート用(低汚染型)常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤ(着色) 15~25 0.10~0.13
(注)低汚染型の場合は、工程2,3及び工程4に低汚染型常温乾燥形ふっ素樹脂クリヤを使用する。

19章 内 装 工 事

補2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

補19.2.1 材 料
(a) ビニル床シート張り
(1) この項は、ビニル床シートの材料について追加補充するものである。

(2) ビニル床シートの材料はJIS A 5705(ビニル床材)による他、その他の床シートを含めた床シートの種類は、補表19.2.1により、材料、厚さは特記による。

補表19.2.1 ビニル床シート等の種類

Table with 4 columns: 種 類, 名 称, 粘 結 材, 構 成
ビニル床シート: 発泡層のないビニル床シート, 長尺塩ビシート, イソレートシート, 発泡層のあるビニル床シート, 複合塩ビシート(タイプI), 複合塩ビシート(タイプII)
粘結材: NC, NF, NO, DC, DF, PF, PD
構成: 単体のもの, 織布を積層したもの, 不織布を積層したもの, 織布・不織布以外の材料を積層したもの, 織布・不織布を積層したもの, 織布、不織布以外の材料を積層したもので印刷柄をもつもの

(b) ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(1) この項は、ビニル床タイル及びゴム床タイルの材料について追加補充するものである。

(2) ビニル床タイルの材料はJIS A 5705(ビニル床材)による他、その他の床、タイル等を含めた床タイルの種類は、補表19.2.2により材料厚さは特記による。

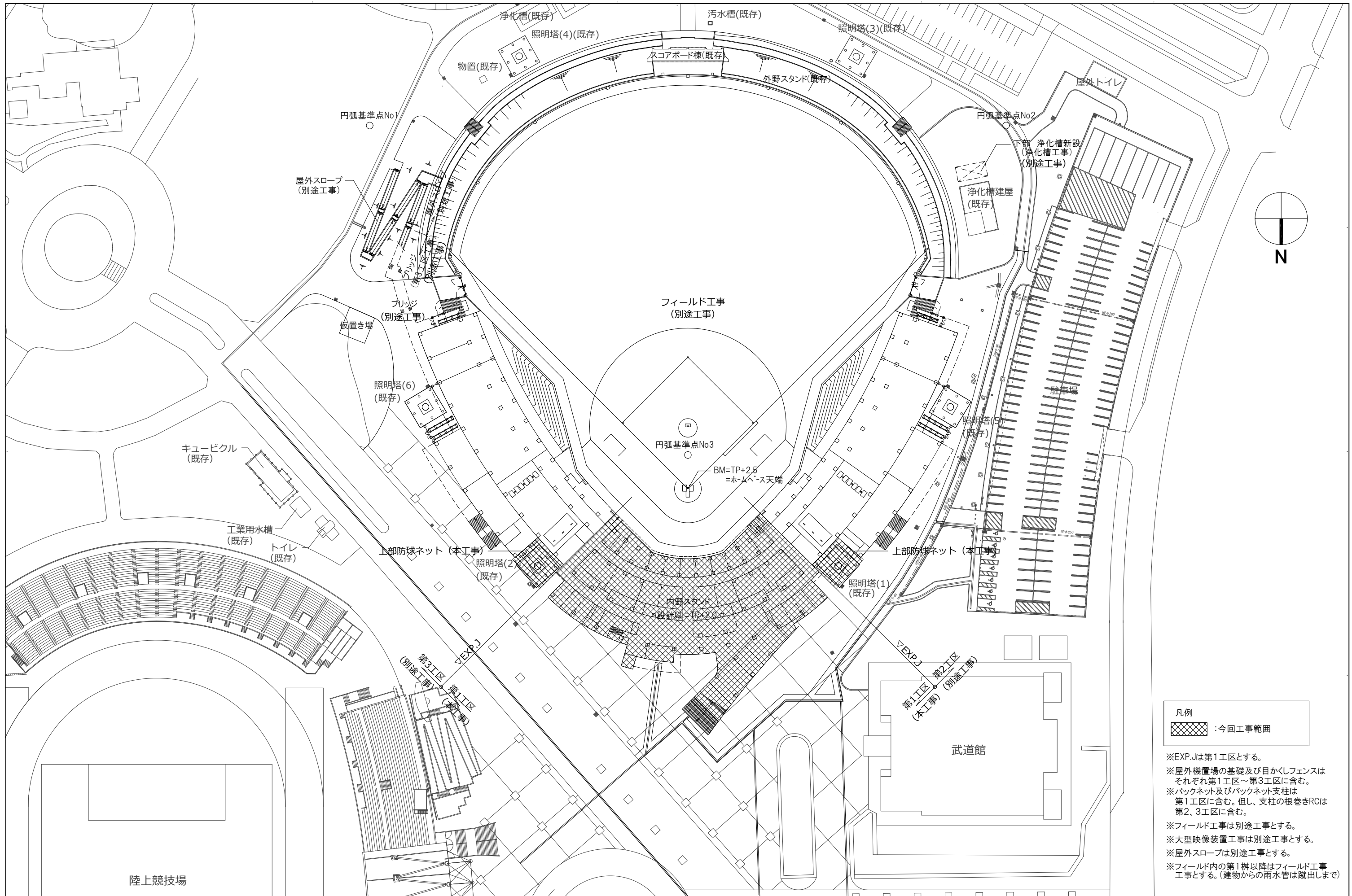
補表19.2.2 ビニル床タイル等の種類


Table with 4 columns: 種 類, 名 称, 粘 結 材, 構 成
ビニル床タイル: 単層ビニル床タイル, 複層ビニル床タイル, 複層ビニル床タイル(軟質), 複層ビニル床タイル(硬質), エンボスタイル, 帯電防止、耐酸、耐油ビニル床タイル
粘結材: アクリル系, マーファ, 無地, マーファ, マーファ, マーファ, マーファ
構成: 単層のもの(フットパレット、版状), 積層したもの(版状), 単層のもの(フット、版状), 単硬質, へこみ量 20C 0.15mm以上, 軟質, へこみ量 20C 0.25mm以上

(c) 種類、色柄、寸法、厚さ及び寸法は、特記による。

Table with 4 columns: 設計者, 法適合確認欄, 検証者, 設計番号, 特記
設計者: 一級建築士 渡邊 和幸, 一級建築士 土生 達哉, 一級建築士 山本 匡希, 一級建築士 梅垣 大雅, 一級建築士 池田 爽, 一級建築士 高原 正行
法適合確認欄: 設備設計一級建築士 第6211号
検証者: 外山 博文
設計番号: 17992
特記: 徳島県東土整備部管轄課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区) 建築工事補足仕様書(3)

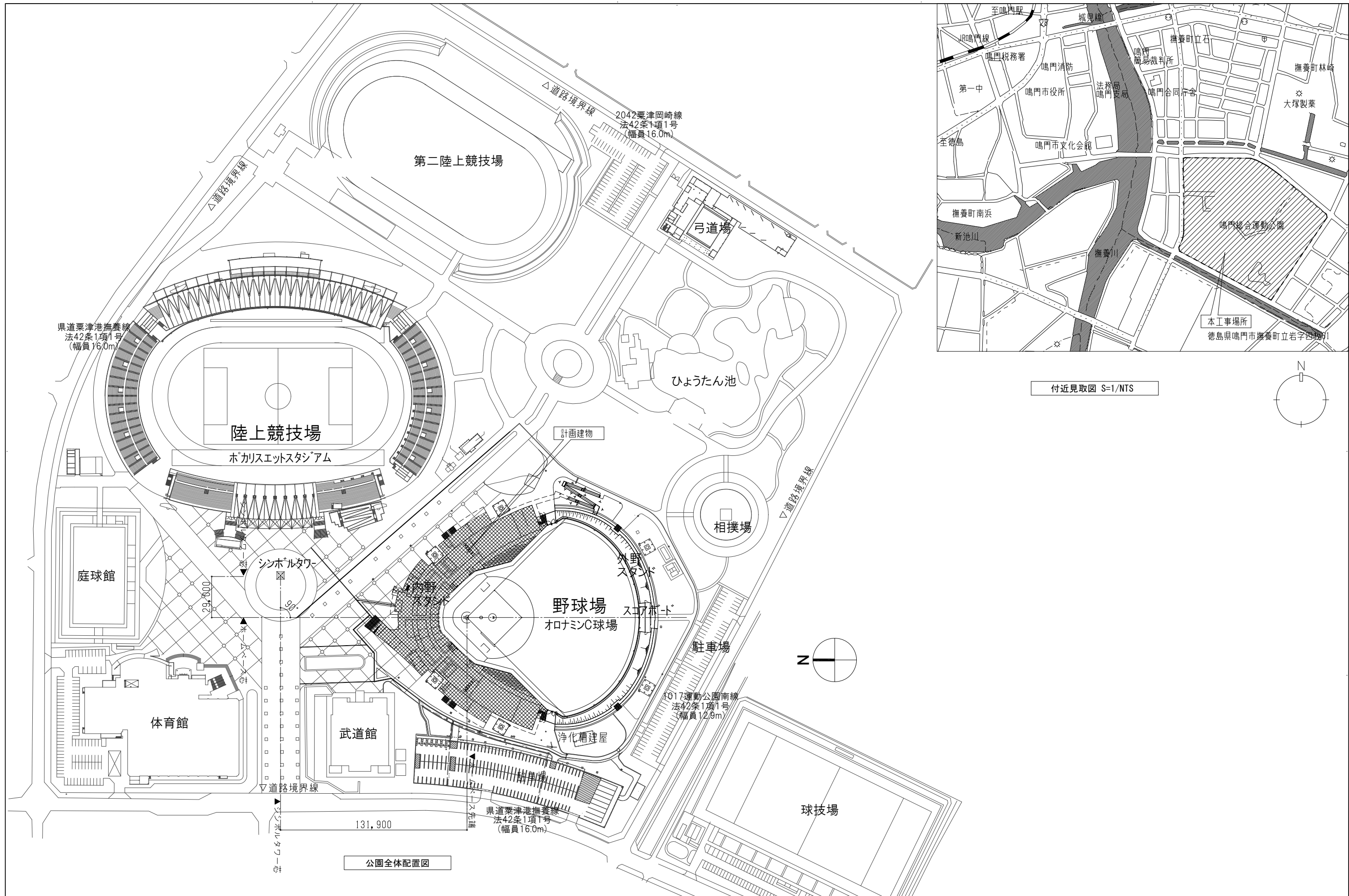
徳島県東土整備部管轄課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)
●図面番号 A-017
●縮尺 -
AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第1105号



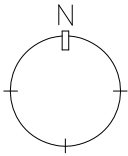
凡例
 : 今回工事範囲

- ※EXP.Jは第1工区とする。
- ※屋外機置場の基礎及び目かくしフェンスはそれぞれ第1工区～第3工区に含む。
- ※バックネット及びバックネット支柱は第1工区に含む。但し、支柱の根巻きRCは第2、3工区に含む。
- ※フィールド工事は別途工事とする。
- ※大型映像装置工事は別途工事とする。
- ※屋外スロープは別途工事とする。
- ※フィールド内の第1柵以降はフィールド工事とする。(建物からの雨水管は蹴出しまで)

設計者					法適合確認		検査者		設計番号		特記		●工事名		●図面番号		 	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 英	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合確認 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	徳島県県土整備部管轄課		●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事 (第1工区)		●図面番号 A-018					
												●図面名 工事区分図		●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)		<small>株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 徳島県鳴門市鳴門1-1050号</small>		

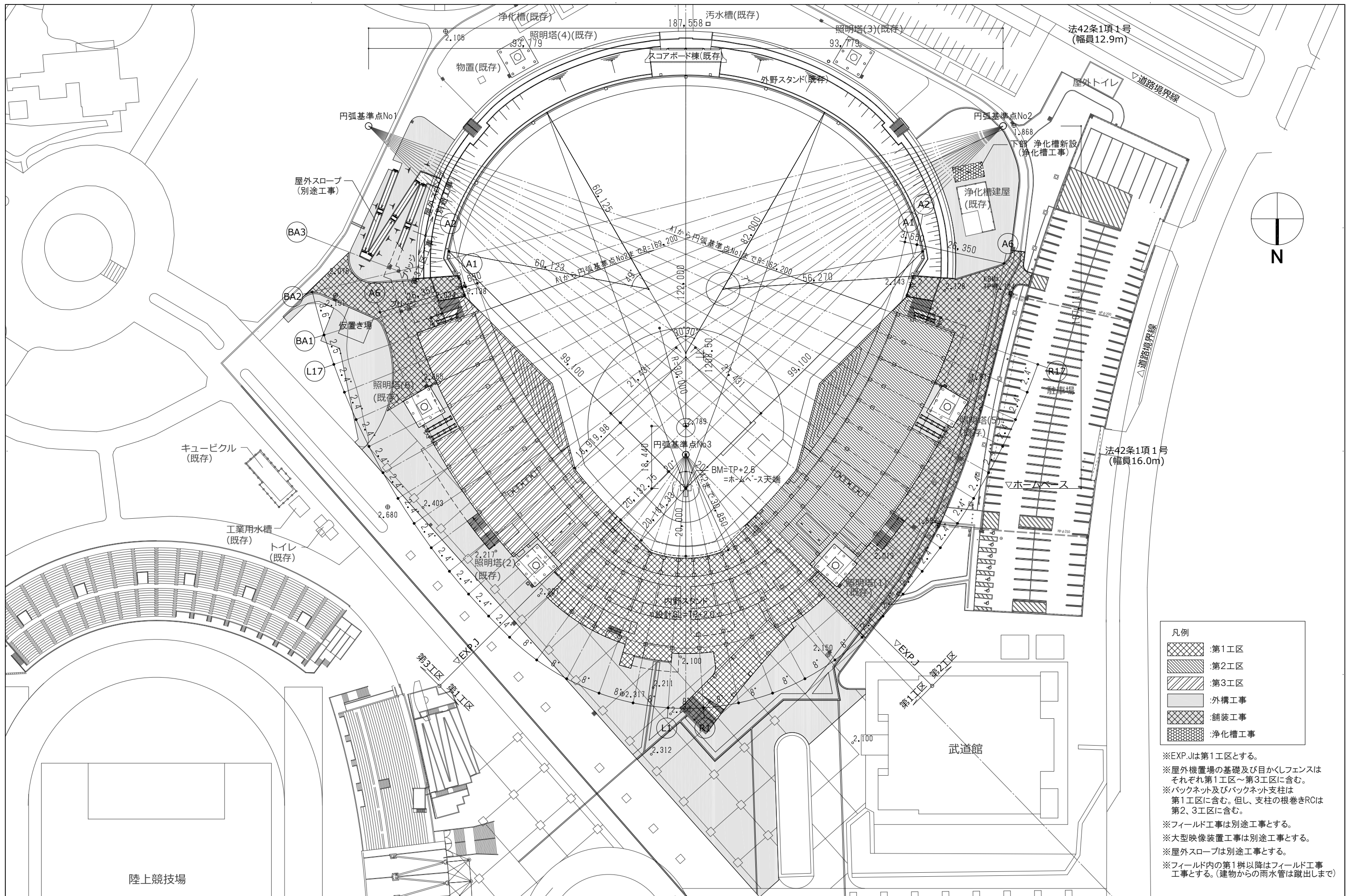


付近見取図 S=1/NTS



公園全体配置図

設計者						法適合確認欄		検証者	設計番号	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	●図面番号 A-019	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(特)第3204号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明		外山 博文	17992		●図面名 公園全体配置図	●縮尺 1/1200(A1) 1/2400(A3)			

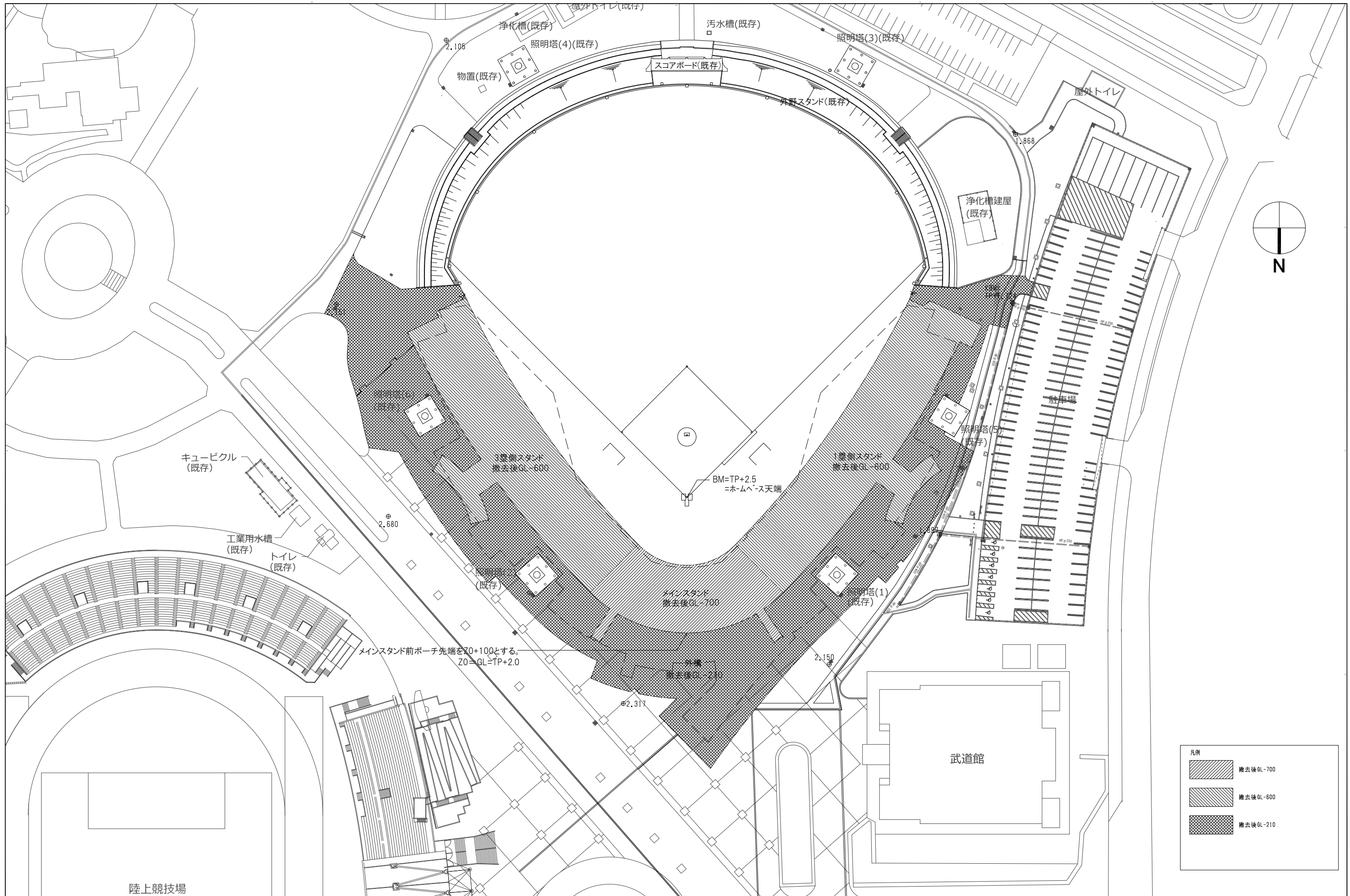


凡例

	第1工区
	第2工区
	第3工区
	外構工事
	舗装工事
	浄化槽工事

- ※EXP.Jは第1工区とする。
- ※屋外機置場の基礎及び目かくしフェンスはそれぞれ第1工区～第3工区に含む。
- ※バックネット及びバックネット支柱は第1工区に含む。但し、支柱の根巻きRCは第2、3工区に含む。
- ※フィールド工事は別途工事とする。
- ※大型映像装置工事は別途工事とする。
- ※屋外スロープは別途工事とする。
- ※フィールド内の第1柵以降はフィールド工事とする。(建物からの雨水管は蹴出しまで)

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所 大阪 (株) 第234号	宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所 徳島県鳴門郡 鳴門 第234号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匠希	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	一級建築士 第6211号 浅山 明		外山 博文	17992	徳島県県土整備部宮籍課	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事 (第1工区)	A-020		
										●図面名	●縮尺		
										配置図	1/500(A1) 1/1000(A3)		



	撤去後GL-700
	撤去後GL-600
	撤去後GL-210

<table border="1"> <tr><td>一級建築士</td><td>一級建築士</td><td>一級建築士</td><td>一級建築士</td><td>一級建築士</td><td>一級建築士</td></tr> <tr><td>第286776号</td><td>第298249号</td><td>第386121号</td><td>第000000号</td><td>第313839号</td><td>第6211号</td></tr> <tr><td>渡邊 和幸</td><td>土生 達哉</td><td>山本 匡希</td><td>梅垣 大雅</td><td>池田 英</td><td>高原 正行</td></tr> </table>	一級建築士	一級建築士	一級建築士	一級建築士	一級建築士	一級建築士	第286776号	第298249号	第386121号	第000000号	第313839号	第6211号	渡邊 和幸	土生 達哉	山本 匡希	梅垣 大雅	池田 英	高原 正行	<table border="1"> <tr><td>法適合確認欄</td><td>検査者</td><td>設計番号</td><td>特記</td></tr> <tr><td>設備設計一級建築士</td><td></td><td>17992</td><td></td></tr> <tr><td>第6211号</td><td>外山 博文</td><td></td><td></td></tr> </table>	法適合確認欄	検査者	設計番号	特記	設備設計一級建築士		17992		第6211号	外山 博文			<table border="1"> <tr><td>徳島県県土整備部営繕課</td><td>●工事名</td><td>●図面番号</td></tr> <tr><td></td><td>徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)</td><td>A-021</td></tr> <tr><td></td><td>●図面名</td><td>●縮尺</td></tr> <tr><td></td><td>現況図</td><td>1/500(A1) 1/1000(A3)</td></tr> </table>	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号		徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	A-021		●図面名	●縮尺		現況図	1/500(A1) 1/1000(A3)	<table border="1"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>株式会社 梓設計 関西支社</td><td>株式会社 宮建築設計</td></tr> <tr><td>一級建築士事務所登録 大阪(特)第3204号</td><td>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</td></tr> </table>			株式会社 梓設計 関西支社	株式会社 宮建築設計	一級建築士事務所登録 大阪(特)第3204号	一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
一級建築士	一級建築士	一級建築士	一級建築士	一級建築士	一級建築士																																														
第286776号	第298249号	第386121号	第000000号	第313839号	第6211号																																														
渡邊 和幸	土生 達哉	山本 匡希	梅垣 大雅	池田 英	高原 正行																																														
法適合確認欄	検査者	設計番号	特記																																																
設備設計一級建築士		17992																																																	
第6211号	外山 博文																																																		
徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号																																																	
	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	A-021																																																	
	●図面名	●縮尺																																																	
	現況図	1/500(A1) 1/1000(A3)																																																	
株式会社 梓設計 関西支社	株式会社 宮建築設計																																																		
一級建築士事務所登録 大阪(特)第3204号	一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号																																																		